

GLTDプラン

団体総合生活保険（団体長期障害所得補償）

保険料
25%OFF
（団体割引適用）

突然、病気やケガで仕事ができなくなった時に、
あなたやご家族の生活を補償します。

保険期間

2024年5月25日(土) 午後4時から
2025年5月25日(日) 午後4時まで 1年間

申込締切日

2024年4月15日(月)

※毎月10日を締切として、申込月25日付の中途加入も可能です。
締切日を過ぎてのお申込みは翌月25日付での加入となります。

保険料払込方法

給与引去

※加入月の2ヶ月後から引去開始

加入方法

新規加入の場合

e-CHOICE お手続きサイトよりログインのうえお手続きください。
[<http://ezoo.jp/ds4/A0075442405>]

補償内容変更の場合

ANA ファシリティーズまでお問い合わせください。
※「増口」・「健康状態の再告知」は、更新時のみ（2024年4月15日締切）
可能なお手続きとなりますので、ご注意ください。

取扱代理店

ANAファシリティーズ株式会社

病気やケガで働けない場合、最長満60歳の誕生日まで収入を補償する保険です

GLTD プランの特長

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

1 ANA グループ独自の保険

ANA ホールディングスが契約者となり、グループの社員のみが加入できる団体契約です。

2 最長満60歳の誕生日までのロング補償

病気やケガが原因で就業障害となり、免責期間^{*1}を超えてその状態が継続し、保険金お支払いの条件を満たしている場合に、最長満60歳の誕生日まで（保険始期日現在の満年齢が55歳～59歳の方は5年間）、保険金をお受け取りいただけます。

^{*1} 保険金をお支払いしない期間をいいます。

※ 詳しくは後記「補償の概要等」をご参照ください。

※ 2022年度までに10年てん補プランにご加入されている場合、てん補期間は最長10年間となります。（満年齢が55歳～59歳の方は、60歳てん補プランと同様、てん補期間は5年間となります）ご加入いただいているタイプ名の後ろに「10」および「1K」が付いている方はご注意ください。現在募集していないプランのため、新規加入やタイプ変更はできません（継続して更新される場合のみ可能です）。

3 復職後も引き続き補償

てん補期間開始後、就業障害が残り復職した場合（復職先に関係なく）で、20%を超える所得喪失がある場合には、保険金をお受け取りいただけます。

※ 就業障害とは、被保険者（保険の対象となる方）が身体障害を被り、その直接の結果として就業に支障が生じている状態をいいます。

※ 就業障害が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます）によって再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。

4 入院だけでなく通院や自宅療養中も補償

入院に限らず、通院・自宅療養・リハビリテーション中も保険金お支払いの条件が満たされる限り、保険金をお受け取りいただけます。

5 就業障害の原因となる病気やケガの発生は、国内外を問わず24時間補償

業務中・業務外・国内外を問わず対象となります。

6 メンタルヘルスサポート、デイリーサポート、メディカルアシスト、介護アシスト

メンタルヘルスに係るご相談・医療機関等の情報提供・公的給付申請のアドバイス等、様々なサービスで支援します。

※ 詳しくは、後記「サービスのご案内」をご参照ください。

7 様々な特約が付帯された充実の補償プランをご用意

【認知症・メンタル疾患補償特約】（全プラン付帯）

メンタルヘルス不調等の精神障害の場合に保険金をお支払いします。^{*1}

^{*1} ただし、アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象なりません。また、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は2年となります。

【天災危険補償特約】（全プラン付帯）

地震もしくは噴火またはこれらによる津波により生じた病気やケガによる就業障害に対しても保険金をお支払いします。

【治療と仕事の両立支援特約】

三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）により働けなくなり、早期に短時間勤務等で復職した場合も、所定の要件^{*2}を満たすときには保険金をお支払いします。

^{*2} 所定の要件については、「補償の概要等」の就業障害の定義をご確認ください。

【介護と仕事の両立支援特約】

親族^{*3}の介護のために働けなくなった場合に保険金をお支払いします。^{*4}

^{*3} 対象となる親族については、「補償の概要等」の介護対象者をご確認ください。

^{*4} 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は各プランによって異なります。詳細については、該当のプランにてご確認ください。

8 メリットのある保険料

ANAの給与制度に基づいた保険設計であり、ANAグループのスケールメリットを生かした団体割引25%が適用されていますので、割安な保険料となっています。

INDEX

※お勤め先・職掌によってご加入いただけるプランが異なります。お手続きの際は、必ずご自身に該当するプラン内容をご確認ください。

ご加入前に必ずお読みいただきたい事 4

ご加入のお手続き 5

1 ANA 運航乗務員プラン 6

2 ANA グローバルスタッフ・エキスパートスタッフ・客室乗務員プラン 8

3 ANA エキスパートキャビンアテンダント・嘱託社員プラン 10

4 ANA ウイングス 運航乗務職掌プラン 12

5 ANA ウイングス 総合職掌・客室乗務職掌・アシスタントスタッフ職掌プラン 14

6 ANA ウイングス エキスパートフライトアテンダント・契約社員プラン 16

7 ANA ファシリティーズ社員プラン 17

8 ANA グループ社員プラン 20

（1～7に該当しないANAグループにお勤めの方はこちらのプランとなります。）

※ ANA あきんど（株）・ANAX（株）・（株）OCSにお勤めの方は、対象外となります。

よくある質問

1 4 プラン 22

2 3 5 6 8 プラン 24

7 プラン 26

告知の大切さに関するご案内 28

サービスのご案内 30

補償の概要等 32

重要事項説明書 34

ご加入内容確認事項（意向確認事項） 39

現在ご加入の方は 必ずお読みくださいますようお願いいたします。

この保険は、ANAホールディングス株式会社を契約者とし、
団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。
保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてANAホールディングス株式会社が有します。

ご加入内容に関する大切なお知らせ

現在ご加入の方につきましては、申込締切日までに、ご加入者の方からのお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度パンフレット等に記載の保険料・補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただけ

る方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。
その他ご不明な点等ございましたら、取扱代理店までご連絡ください。
なお、更新時には、保険料が年齢等により変更となったり、保険会社側から加入をお断りすることがありますので、ご了承ください。

ご加入内容をご確認ください。

加入・更新に際しては、「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」を必ずご確認ください。また、保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追加・訂正をお願いいたします。また、更新の場合は、現在のご加入内容について

もあわせてご確認ください。万一、誤りがありましたら、取扱代理店までお問い合わせくださいますようお願いいたします。
なお、保険期間中に健康状態の再告知はできません。
今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容等の主な改定点は別紙のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

お問い合わせ先

取扱代理店	幹事 ご加入に関する お問い合わせ等	ANAファシリティーズ株式会社 〒103-0027 東京都中央区日本橋2-14-1 TEL. 0570-029-009（音声ガイダンス③）
	非幹事 保険金請求に関する お問い合わせ	株式会社アドバンテッジ リスク マネジメント 〒153-0051 東京都目黒区上目黒2-1-1 中目黒GTタワー17階 TEL. 0120-921-387
引受保険会社	幹事	東京海上日動火災保険株式会社 （引受割合81.5%） （担当課）航空宇宙・旅行産業部 エアライン宇宙保険室 TEL.03-3285-1731
	非幹事	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 （引受割合18.5%） 東京企業営業第六部 営業第二課

ご加入のお手続き

2024年5月25日付 での手続きの場合

手続き方法

新規加入の方へ ※ 新規加入の方・既加入の方で手続き方法が異なります。

e-CHOICEお手続きサイトよりログインのうえお手続きください。

<http://ezoo.jp/ds4/A0075442405>

既加入の方へ ※ 補償内容変更をご希望の方へ

弊社からメールまたは郵送にてご案内している【団体保険更新のお知らせ】に沿ってお手続きください。
※前年同等プランで更新される方 今年度の募集パンフレット等に記載の内容にご同意いただける方につきましては、特段のご加入手続き（加入依頼書のご提出等）は不要です（自動更新になります。）。

申込締切日

2024年4月15日(月)

※ 「増口」・「健康状態の再告知」は、更新時のみ
(2024年4月15日締切) 可能なお手続きとなりますので、ご注意ください。

保険料払込方法

給与引去

※ 加入月の2ヶ月後から引去開始

2024年6月25日付 での手続きの場合

手続き方法

新規加入の方へ ※ 新規加入の方・既加入の方で手続き方法が異なります。

e-CHOICEお手続きサイトよりログインのうえお手続きください。

<http://ezoo.jp/ds4/A00754424052401>

既加入の方へ ※ 補償内容変更をご希望の方へ

ANAファシリティーズまでお問い合わせください。

※書面での手続きとなります

申込締切日

毎月10日締切

※ 「増口」・「健康状態の再告知」は、更新時のみ
(2024年4月15日締切) 可能なお手続きとなりますので、ご注意ください。

保険料払込方法

給与引去

※ 加入月の2ヶ月後から引去開始

1 ANA 運航乗務員プラン

病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間^{*1} (180日) を超えた場合に、
 最長満 60 歳の誕生日まで長期間にわたり保険金をお支払いします。
 ただし、保険金をお支払いする 1 事故あたりの限度期間は、55 歳以上の場合は 5 年となります。

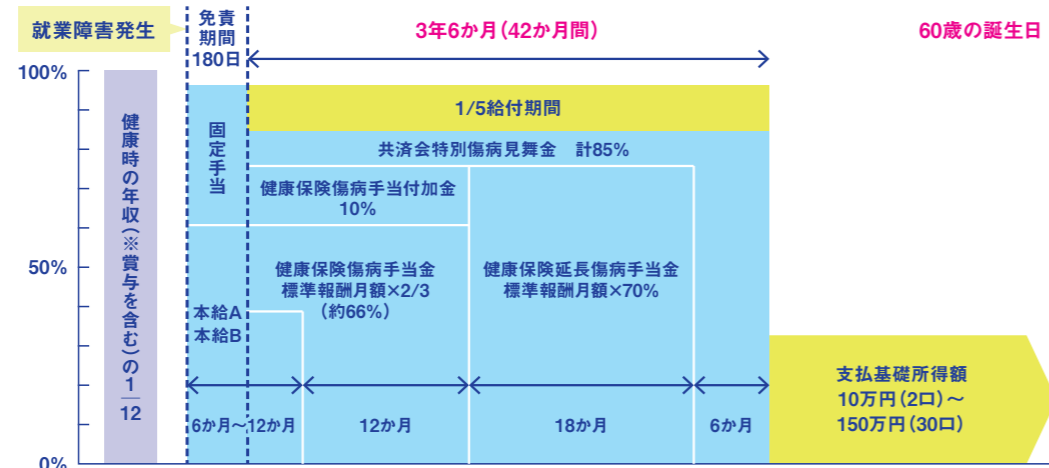
^{*1} 保険金をお支払いしない期間をいいます。

補償のイメージ

GLTD は、あなたとあなたのご家族をサポートします

概要

- 1 口あたりの保険金額
5 万円
てん補期間開始後
3 年 6 カ月 (42 カ月) は
1 万円
- 免責期間
180 日
- てん補期間
最長満 60 歳の
誕生日まで

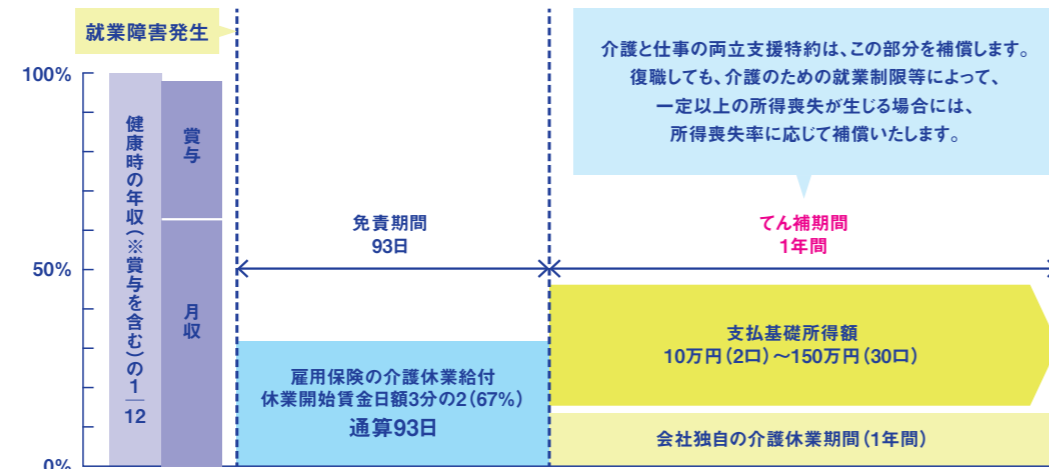


※ 本図は補償のイメージをわかりやすく説明するために簡略化したものです。
 ※ 保険期間開始時 (2024 年 5 月 25 日) の満年齢が満 55 歳～59 歳までの方は、てん補期間 5 年間。

「介護と仕事の両立支援特約」補償のイメージ

概要

- 1 口あたりの保険金額
5 万円
- 免責期間
93 日
- てん補期間
12 カ月



※ 本図は補償のイメージをわかりやすく説明するために簡略化したものです。

〈介護と仕事の両立支援特約にご加入いただける方〉
 以下の方がご加入いただけます。ご不明な場合には、就業規則等をご確認のうえ、人事部門等にご確認ください。

- 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」において、介護による休業または就業制限が認められている方
- 上記のほか、就業規則等において介護による休業または就業制限が認められている方

保険金をお支払いする主な場合については、P.32 「補償の概要等」をご確認ください。

補償される金額 (支払基礎所得額)・保険料 (1口あたり)

保険期間: 1 年間 てん補期間^{*1}: 60 歳の誕生日まで (55 歳以上の場合は 5 年)
 団体割引: 25% 加入限度口数: 2 口～30 口

^{*1} 保険金をお支払いする 1 事故あたりの限度期間をいいます。

1 ANA 運航乗務員プラン

タイプ	コード: BM60 (※)		治療両立支援 コード: GLB1		介護両立支援 コード: GLB2		治療+介護両立支援 コード: GLB3	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
15～24 歳	260 円	180 円	260 円	180 円	270 円	190 円	270 円	190 円
25～29 歳	260 円	230 円	270 円	240 円	270 円	240 円	280 円	250 円
30～34 歳	280 円	300 円	290 円	340 円	300 円	320 円	310 円	360 円
35～39 歳	330 円	420 円	350 円	510 円	370 円	460 円	390 円	550 円
40～44 歳	460 円	620 円	520 円	780 円	540 円	700 円	600 円	860 円
45～49 歳	580 円	770 円	680 円	950 円	740 円	930 円	840 円	1,110 円
50～54 歳	540 円	650 円	610 円	750 円	850 円	960 円	920 円	1,060 円
55～59 歳	610 円	650 円	680 円	720 円	1,130 円	1,170 円	1,200 円	1,240 円

※ タイプ BF60 は、タイプ BM60 と同じ補償内容です。

※ 支払基礎所得額は、平均月間所得額^{*2}の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。

※ 保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢や性別によって異なります。

※ 年齢によっては、治療と仕事の両立支援特約のセット有無にかかわらず、保険料が同一となる場合があります。

^{*2} 直前12か月における保険の対象となる方 (被保険者) ご本人の所得^{*3}の平均月額をいいます。

^{*3} 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

ご確認ください

- ① 年齢は、2024 年 5 月 25 日現在の満年齢となります。
- ② 保険料は、毎年更新時の満年齢に基づき更新されます。
- ③ 加入口数 (保険金月額) は、給与収入 (年間収入 ※賞与等を含む、税引き前) の 1/12 の 85% の範囲内でお決めください。
- ④ 現在、てん補期間 10 年プラン加入の方で、更新の始期日時時点で 55 歳に到達された方は、自動的にてん補期間 60 歳プランへ移行となります。

※ てん補期間 10 年プラン (BM10・BF10) は、現在募集をしていないプランとなります。新規加入やタイプ変更はできませんのでご注意ください。(継続して更新される場合のみ可能です)

ご注意ください

- てん補期間開始後、42 か月の保険金のお支払いは、「1/5 給付期間」となり、この期間の保険金のお支払い額は、保険金額×20%×所得喪失率となりますのでご注意ください。
- 職制を変更された場合、プラン内容が変更となる可能性があります。ご変更の事由が発生した場合は、必ず取扱代理店までご連絡ください。
- 補償開始日より前にすでに就業障害が発生している場合、加入いただくことはできません。

Q&A

よくある
ご質問集は
こちら

2 ANAグローバルスタッフ・エキスパートスタッフ・客室乗務員プラン

病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間^{*1} (180日) を超えた場合に、
 最長満60歳の誕生日まで長期間にわたり保険金をお支払いします。
 ただし、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は、55歳以上の場合は5年となります。

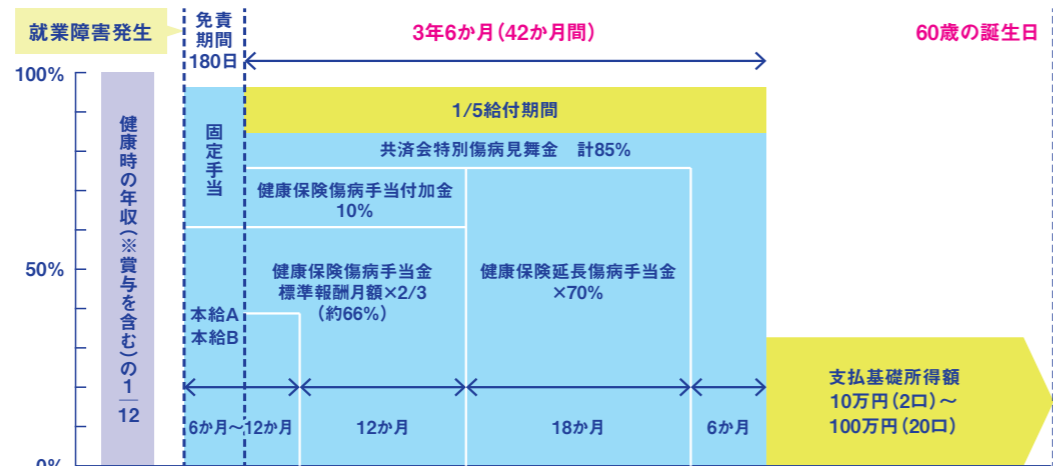
^{*1} 保険金をお支払いしない期間をいいます。

補償のイメージ

GLTDは、あなたとあなたのご家族をサポートします

概要

- 1口あたりの保険金額
5万円
てん補期間開始後
3年6カ月(42カ月)は
1万円
- 免責期間
180日
- てん補期間
最長満**60歳**
誕生日まで

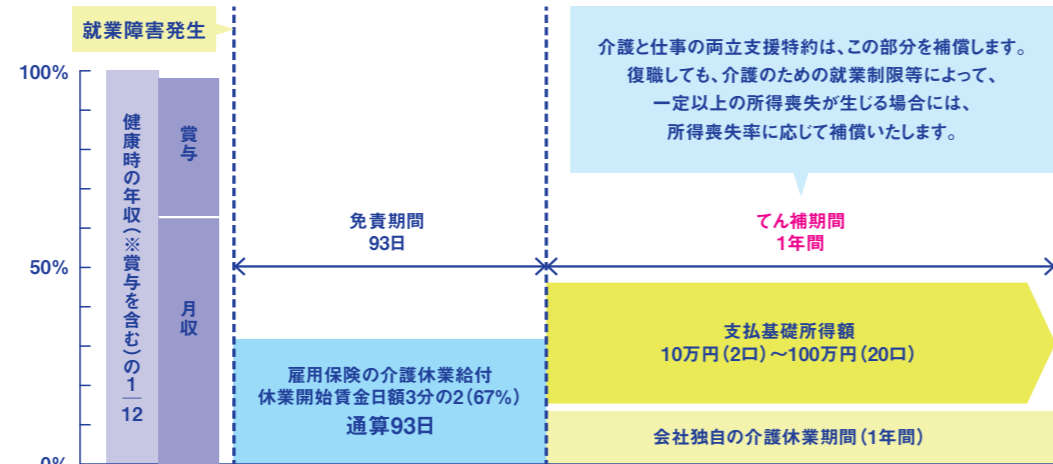


※ 本図は補償のイメージをわかりやすく説明するために簡略化したものです。
 ※ 保険期間開始時(2024年5月25日)の満年齢が満55歳～59歳までの方は、てん補期間5年間。

「介護と仕事の両立支援特約」補償のイメージ

概要

- 1口あたりの保険金額
5万円
- 免責期間
93日
- てん補期間
12カ月



※ 本図は補償のイメージをわかりやすく説明するために簡略化したものです。

ご確認ください

〈介護と仕事の両立支援特約にご加入いただける方〉

以下の方がご加入いただけます。ご不明な場合には、就業規則等をご確認のうえ、人事部門等にご確認ください。

- 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」において、介護による休業または就業制限が認められている方
- 上記のほか、就業規則等において介護による休業または就業制限が認められている方

保険金をお支払いする主な場合については、P.32「補償の概要等」をご確認ください。

補償される金額(支払基礎所得額)・保険料(1口あたり)

保険期間: **1年間** てん補期間^{*1}: **60歳の誕生日まで(55歳以上の場合は5年)**
 団体割引: **25%** 加入限度口数: **2口～20口**

^{*1} 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。

2 ANAグローバルスタッフ・エキスパートスタッフ・客室乗務員プラン

タイプ	コード: AM60		治療両立支援 コード: GLA1		介護両立支援 コード: GLA2		治療+介護両立支援 コード: GLA3	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
15～24歳	210円	150円	220円	150円	220円	160円	230円	160円
25～29歳	220円	190円	230円	200円	230円	200円	240円	210円
30～34歳	240円	250円	250円	300円	260円	270円	270円	320円
35～39歳	280円	350円	300円	450円	320円	390円	340円	490円
40～44歳	390円	530円	450円	690円	470円	610円	530円	770円
45～49歳	490円	650円	600円	830円	650円	810円	760円	990円
50～54歳	460円	550円	530円	660円	770円	860円	840円	970円
55～59歳	520円	560円	600円	620円	1,040円	1,080円	1,120円	1,140円

※ タイプ AF60 は、タイプ AM60 と同じ補償内容です。

※ 支払基礎所得額は、平均月間所得額^{*2}の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。

※ 保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢や性別によって異なります。

※ 年齢によっては、治療と仕事の両立支援特約のセット有無にかかわらず、保険料が同一となる場合があります。

^{*2} 直前12か月における保険の対象となる方(被保険者)ご本人の所得^{*3}の平均月額をいいます。

^{*3} 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

ご確認ください

- ① 年齢は、2024年5月25日現在の満年齢となります。
- ② 保険料は、毎年更新時の満年齢に基づき更新されます。
- ③ 加入口数(保険金月額)は、給与収入(年間収入※賞与等を含む、税引き前)の1/12の85%の範囲内でお決めください。
- ④ 現在、てん補期間10年プラン加入の方で、更新の始期日時時点で55歳に到達された方は、自動的にてん補期間60歳プランへ移行となります。

※ てん補期間10年プラン(AM10・AF10)は、現在募集していないプランとなります。新規加入やタイプ変更はできませんのでご注意ください。(継続して更新される場合のみ可能です)

ご注意ください

- てん補期間開始後、42か月の保険金のお支払いは、「1/5給付期間」となり、この期間の保険金のお支払い額は、保険金額×20%×所得喪失率となりますのでご注意ください。
- 職制を変更された場合、プラン内容が変更となる可能性がございます。ご変更の事由が発生した場合は、必ず取扱代理店までご連絡ください。

Q&A

よくある
ご質問集は
こちら

3 ANA エキスパートキャビンアテンダント・嘱託社員プラン

病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間^{*1} (60日) を超えた場合に、最長満60歳の誕生日まで長期間にわたり保険金をお支払いします。ただし、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は、55歳以上の場合は5年となります。

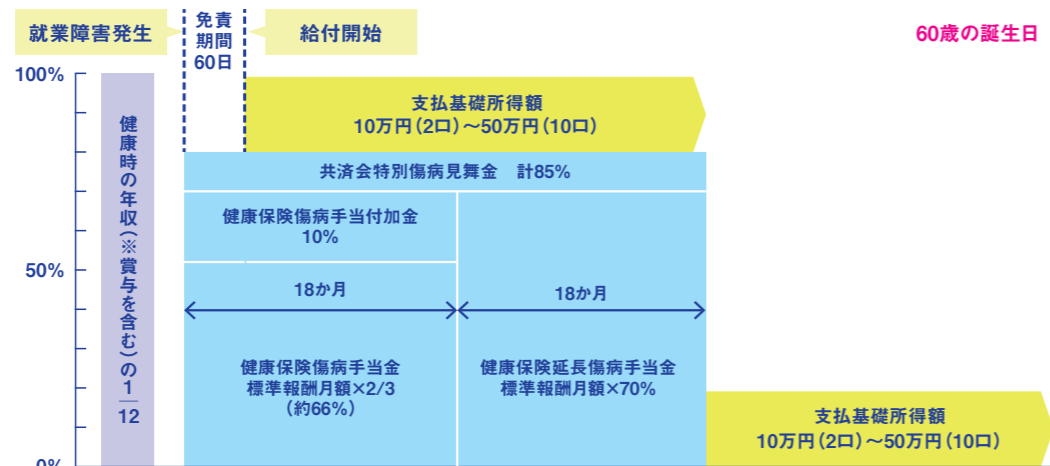
^{*1} 保険金をお支払いしない期間をいいます。

補償のイメージ

GLTD は、あなたとあなたのご家族をサポートします

概要

- 1口あたりの保険金額 **5万円**
- 免責期間 **60日**
- てん補期間 **最長満60歳の誕生日まで**

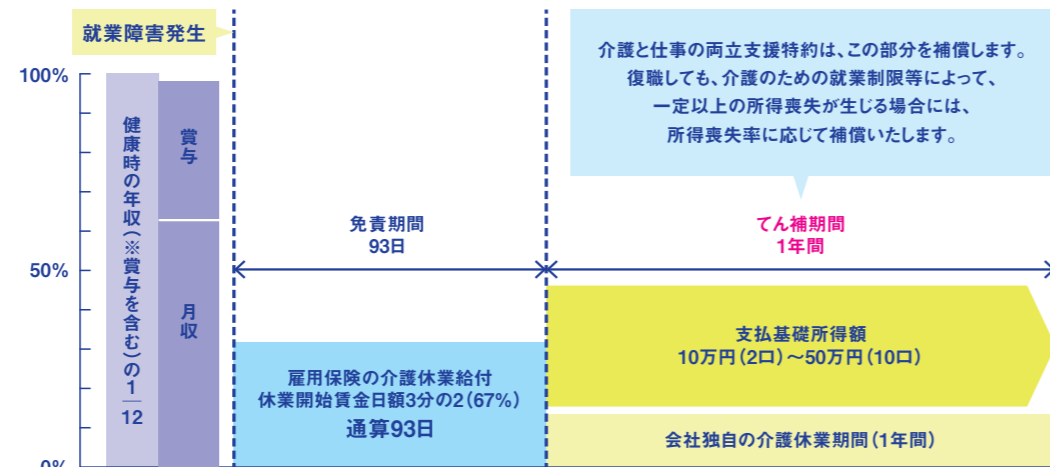


※ 本図は補償のイメージをわかりやすく説明するために簡略化したものです。 ※ 保険期間開始時(2024年5月25日)の満年齢が満55歳～59歳までの方は、てん補期間5年間。
 ※ 本図は一例であり例外もございます。予めご了承ください。

「介護と仕事の両立支援特約」補償のイメージ

概要

- 1口あたりの保険金額 **5万円**
- 免責期間 **93日**
- てん補期間 **12カ月**



※ 本図は補償のイメージをわかりやすく説明するために簡略化したものです。

ご確認ください

〈介護と仕事の両立支援特約にご加入いただける方〉

以下の方がご加入いただけます。ご不明な場合には、就業規則等をご確認のうえ、人事部門等にご確認ください。

- 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」において、介護による休業または就業制限が認められている方
- 上記のほか、就業規則等において介護による休業または就業制限が認められている方

保険金をお支払いする主な場合については、P.32「補償の概要等」をご確認ください。

補償される金額 (支払基礎所得額)・保険料 (1口あたり)

保険期間: **1年間** てん補期間^{*1}: **60歳の誕生日まで (55歳以上の場合は5年)**

団体割引: **25%** 加入限度口数: **2口～10口**

^{*1} 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。

3 ANA エキスパートキャビンアテンダント・嘱託社員プラン

タイプ	コード: CM60		治療両立支援 コード: GLC1		介護両立支援 コード: GLC2		治療+介護両立支援 コード: GLC3		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
保険料 (月払)	15～24歳	450円	290円	450円	300円	460円	300円	460円	310円
	25～29歳	490円	390円	500円	400円	500円	400円	510円	410円
	30～34歳	560円	530円	570円	610円	580円	550円	590円	630円
	35～39歳	690円	760円	720円	920円	730円	800円	760円	960円
	40～44歳	920円	1,130円	1,030円	1,390円	1,000円	1,210円	1,110円	1,470円
	45～49歳	1,220円	1,460円	1,410円	1,790円	1,380円	1,620円	1,570円	1,950円
	50～54歳	1,290円	1,450円	1,470円	1,720円	1,600円	1,760円	1,780円	2,030円
	55～59歳	1,640円	1,680円	1,890円	1,890円	2,160円	2,200円	2,410円	2,410円

※ タイプ CF60 は、タイプ CM60 と同じ補償内容です。

※ 支払基礎所得額は、平均月間所得額^{*2}の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。

※ 保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢や性別によって異なります。

※ 年齢によっては、治療と仕事の両立支援特約のセット有無にかかわらず、保険料が同一となる場合があります。

^{*2} 直前12か月における保険の対象となる方(被保険者)ご本人の所得^{*3}の平均月額をいいます。

^{*3} 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

ご確認ください

- ① 年齢は、2024年5月25日現在の満年齢となります。
- ② 保険料は、毎年更新時の満年齢に基づき更新されます。
- ③ 加入口数(保険金月額)は、給与収入(年間収入※賞与等を含む、税引き前)の1/12の85%の範囲内でお決めください。
- ④ 現在、てん補期間10年プラン加入の方で、更新の始期日時時点で55歳に到達された方は、自動的にてん補期間60歳プランへ移行となります。

※ てん補期間10年プラン (CM10・CF10) は、現在募集していないプランとなります。新規加入やタイプ変更はできませんのでご注意ください。(継続して更新される場合のみ可能です)

ご注意ください

- 職制を変更された場合、プラン内容が変更となる可能性があります。ご変更の事由が発生した場合は、必ず取扱代理店までご連絡ください。



4 ANAウイングス 運航乗務職掌プラン

病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間^{*1} (180日) を超えた場合に、
 最長満 60 歳の誕生日まで長期間にわたり保険金をお支払いします。
 ただし、保険金をお支払いする 1 事故あたりの限度期間は、55 歳以上の場合は 5 年となります。

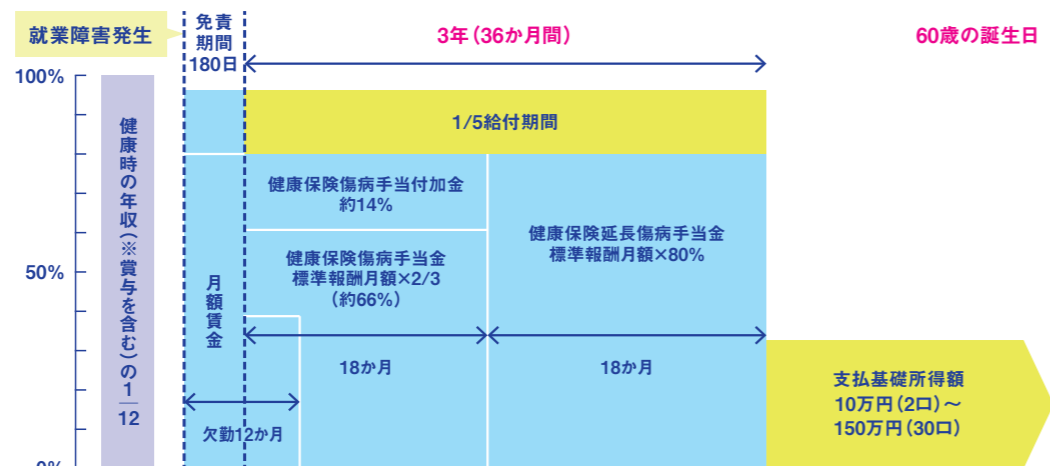
^{*1} 保険金をお支払いしない期間をいいます。

補償のイメージ

GLTD は、あなたとあなたのご家族をサポートします

概要

- 1 口あたりの保険金額
5 万円
てん補期間開始後
3 年 (36 カ月) は
1 万円
- 免責期間
180 日
- てん補期間
最長満 60 歳の
誕生日まで

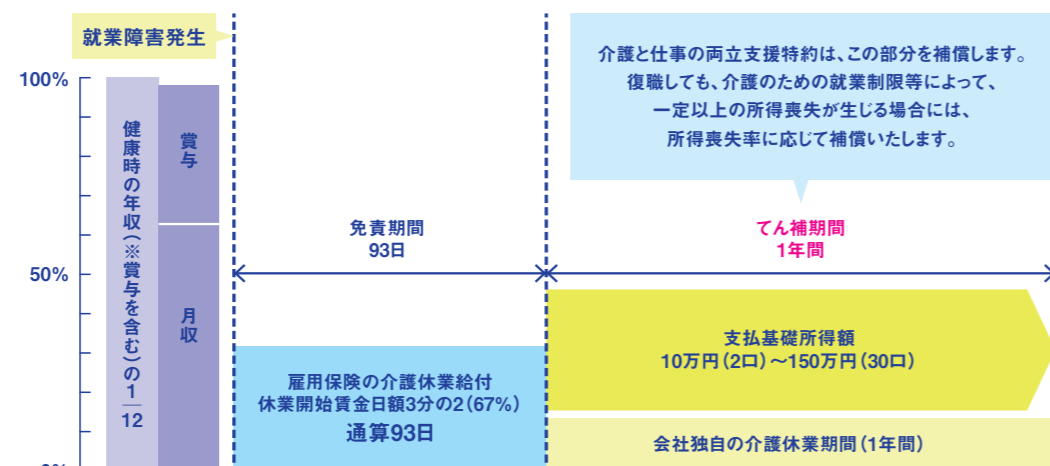


※ 本図は補償のイメージをわかりやすく説明するために簡略化したものです。
 ※ 保険期間開始時(2024年5月25日)の満年齢が満55歳～59歳までの方は、てん補期間5年間。

「介護と仕事の両立支援特約」補償のイメージ

概要

- 1 口あたりの保険金額
5 万円
- 免責期間
93 日
- てん補期間
12 カ月



※ 本図は補償のイメージをわかりやすく説明するために簡略化したものです。

「介護と仕事の両立支援特約にご加入いただける方」
 以下の方がご加入いただけます。ご不明な場合には、就業規則等をご確認のうえ、人事部門等にご確認ください。

- 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」において、介護による休業または就業制限が認められている方
- 上記のほか、就業規則等において介護による休業または就業制限が認められている方

保険金をお支払いする主な場合については、P.32「補償の概要等」をご確認ください。

補償される金額(支払基礎所得額)・保険料(1口あたり)

保険期間: 1年間 てん補期間^{*1}: 60歳の誕生日まで(55歳以上の場合は5年)
 団体割引: 25% 加入限度口数: 2口～30口

^{*1} 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。

4 ANAウイングス運航乗務員プラン

タイプ	コード: BM6K		治療両立支援 コード: GBK1		介護両立支援 コード: GBK2		治療+介護両立支援 コード: GBK3		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
保険料(月払)	15～24歳	270円	180円	270円	190円	280円	190円	280円	200円
	25～29歳	270円	230円	280円	250円	280円	240円	290円	260円
	30～34歳	290円	310円	300円	360円	310円	330円	320円	380円
	35～39歳	340円	430円	360円	530円	380円	470円	400円	570円
	40～44歳	480円	650円	540円	820円	560円	730円	620円	900円
	45～49歳	610円	810円	720円	1,000円	770円	970円	880円	1,160円
	50～54歳	610円	730円	680円	840円	920円	1,040円	990円	1,150円
	55～59歳	720円	770円	810円	840円	1,240円	1,290円	1,330円	1,360円

※ タイプ BF6K は、タイプ BM6K と同じ補償内容です。

※ 支払基礎所得額は、平均月間所得額^{*2}の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。

※ 保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢や性別によって異なります。

※ 年齢によっては、治療と仕事の両立支援特約のセット有無にかかわらず、保険料が同一となる場合があります。

^{*2} 直前12か月における保険の対象となる方(被保険者)ご本人の所得^{*3}の平均月額をいいます。

^{*3} 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

ご確認ください

- ① 年齢は、2024年5月25日現在の満年齢となります。
- ② 保険料は、毎年更新時の満年齢に基づき更新されます。
- ③ 加入口数(保険金月額)は、給与収入(年間収入※賞与等を含む、税引き前)の1/12の85%の範囲内で決めください。
- ④ 現在、てん補期間10年プラン加入の方で、更新の始期日時時点で55歳に到達された方は、自動的にてん補期間60歳プランへ移行となります。

※ てん補期間10年プラン(BM1K・BF1K)は、現在募集していないプランとなります。新規加入やタイプ変更はできませんのでご注意ください。(継続して更新される場合のみ可能です)

ご注意ください

- てん補期間開始後、36か月の保険金のお支払いは、「1/5給付期間」となり、この期間の保険金のお支払額は、保険金額×20%×所得喪失率となりますのでご注意ください。
- 職制を変更された場合、プラン内容が変更となる可能性があります。ご変更の事由が発生した場合は、必ず取扱代理店までご連絡ください。
- 補償開始日より前にすでに就業障害が発生している場合、加入いただくことはできません。

よくあるご質問集はこちら

5 ANAウイングス 総合職掌・客室乗務職掌・アシスタントスタッフ職掌プラン

病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間^{*1} (180日) を超えた場合に、
 最長満 60 歳の誕生日まで長期間にわたり保険金をお支払いします。
 ただし、保険金をお支払いする 1 事故あたりの限度期間は、55 歳以上の場合は 5 年となります。

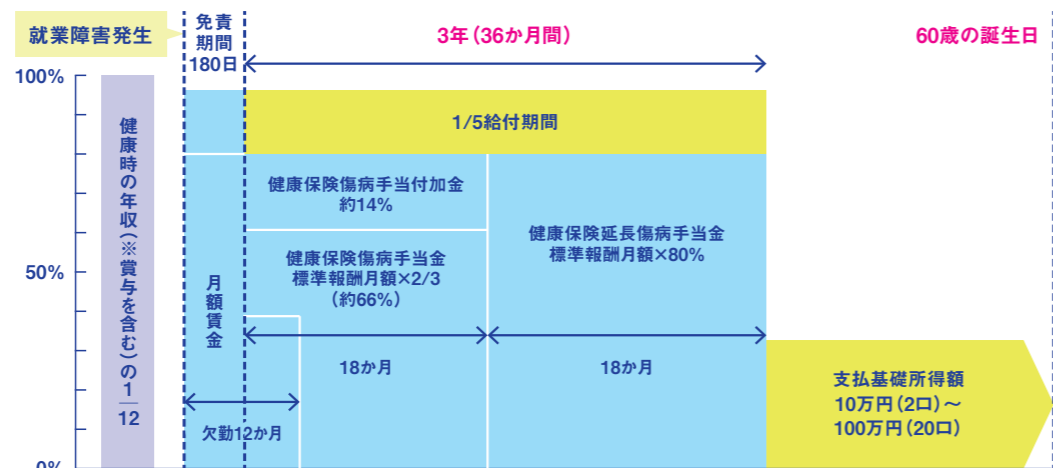
^{*1} 保険金をお支払いしない期間をいいます。

補償のイメージ

GLTD は、あなたとあなたのご家族をサポートします

概要

- 1 口あたりの保険金額
5 万円
てん補期間開始後
3 年 (36 カ月) は
1 万円
- 免責期間
180 日
- てん補期間
最長満 60 歳の
誕生日まで

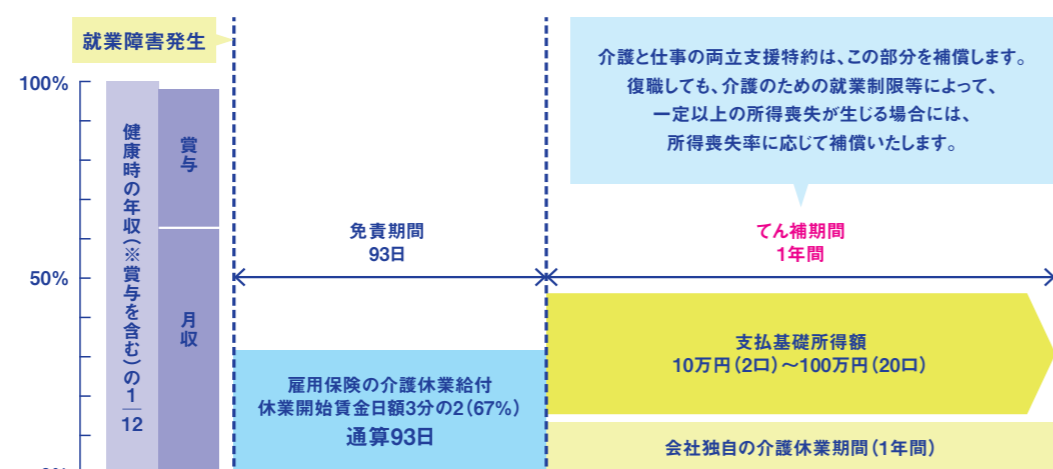


※ 本図は補償のイメージをわかりやすく説明するために簡略化したものです。※ 保険期間開始時 (2024 年 5 月 25 日) の満年齢が満 55 歳～59 歳までの方は、てん補期間 5 年間。
 ※ 月額賃金は職掌により異なります。

「介護と仕事の両立支援特約」補償のイメージ

概要

- 1 口あたりの保険金額
5 万円
- 免責期間
93 日
- てん補期間
12 カ月



※ 本図は補償のイメージをわかりやすく説明するために簡略化したものです。

ご確認ください

〈介護と仕事の両立支援特約にご加入いただける方〉

以下の方がご加入いただけます。ご不明な場合には、就業規則等をご確認のうえ、人事部門等にご確認ください。

- 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」において、介護による休業または就業制限が認められている方
- 上記のほか、就業規則等において介護による休業または就業制限が認められている方

保険金をお支払いする主な場合については、P.32 「補償の概要等」をご確認ください。

補償される金額 (支払基礎所得額)・保険料 (1口あたり)

保険期間: 1 年間 てん補期間^{*1}: 60 歳の誕生日まで (55 歳以上の場合は 5 年)

団体割引: 25% 加入限度口数: 2 口～20 口

^{*1} 保険金をお支払いする 1 事故あたりの限度期間をいいます。

5 ANAウイングス総合職掌・客室乗務員・アシスタントスタッフプラン

タイプ	コード: AM6K		治療両立支援 コード: GAK1		介護両立支援 コード: GAK2		治療+介護両立支援 コード: GAK3		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
保険料 (月払)	15～24 歳	220 円	150 円	220 円	160 円	230 円	160 円	230 円	170 円
	25～29 歳	230 円	200 円	240 円	200 円	240 円	210 円	250 円	210 円
	30～34 歳	240 円	260 円	260 円	310 円	260 円	280 円	280 円	330 円
	35～39 歳	290 円	370 円	310 円	470 円	330 円	410 円	350 円	510 円
	40～44 歳	410 円	550 円	480 円	720 円	490 円	630 円	560 円	800 円
	45～49 歳	520 円	690 円	630 円	880 円	680 円	850 円	790 円	1,040 円
	50～54 歳	510 円	620 円	590 円	740 円	820 円	930 円	900 円	1,050 円
	55～59 歳	610 円	660 円	710 円	740 円	1,130 円	1,180 円	1,230 円	1,260 円

※ タイプ AF6K は、タイプ AM6K と同じ補償内容です。

※ 支払基礎所得額は、平均月間所得額^{*2}の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。

※ 保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢や性別によって異なります。

※ 年齢によっては、治療と仕事の両立支援特約のセット有無にかかわらず、保険料が同一となる場合があります。

^{*2} 直前12か月における保険の対象となる方 (被保険者) ご本人の所得^{*3}の平均月額をいいます。

^{*3} 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

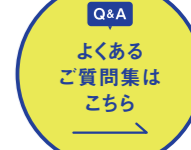
ご確認ください

- ① 年齢は、2024 年 5 月 25 日現在の満年齢となります。
- ② 保険料は、毎年更新時の満年齢に基づき更新されます。
- ③ 加入口数 (保険金月額) は、給与収入 (年間収入※賞与等を含む、税引き前) の 1/12 の 85% の範囲内でお決めください。
- ④ 現在、てん補期間 10 年プラン加入の方で、更新の始期日時時点で 55 歳に到達された方は、自動的にてん補期間 60 歳プランへ移行となります。

※ てん補期間 10 年プラン (AM1K・AF1K) は、現在募集をしていないプランとなります。新規加入やタイプ変更はできませんのでご注意ください。(継続して更新される場合のみ可能です)

ご注意ください

- てん補期間開始後、36 か月の保険金のお支払いは、「1/5 給付期間」となり、この期間の保険金のお支払い額は、保険金額×20%×所得喪失率となりますのでご注意ください。
- 職制を変更された場合、プラン内容が変更となる可能性があります。ご変更の事由が発生した場合は、必ず取扱代理店までご連絡ください。



6 ANAウイングス エキスパートフライトアテンダント・契約社員プラン

病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間^{*1} (60日) を超えた場合に、
最長満60歳の誕生日まで長期間にわたり保険金をお支払いします。
ただし、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は、55歳以上の場合は5年となります。

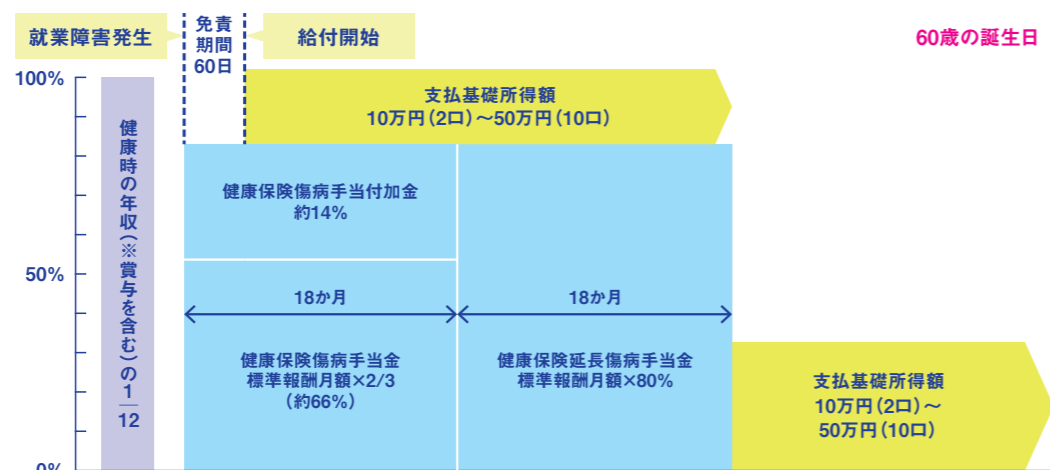
^{*1} 保険金をお支払いしない期間をいいます。

補償のイメージ

GLTDは、あなたとあなたのご家族をサポートします

概要

- 1口あたりの保険金額
5万円
- 免責期間
60日
- てん補期間
最長満60歳の
誕生日まで

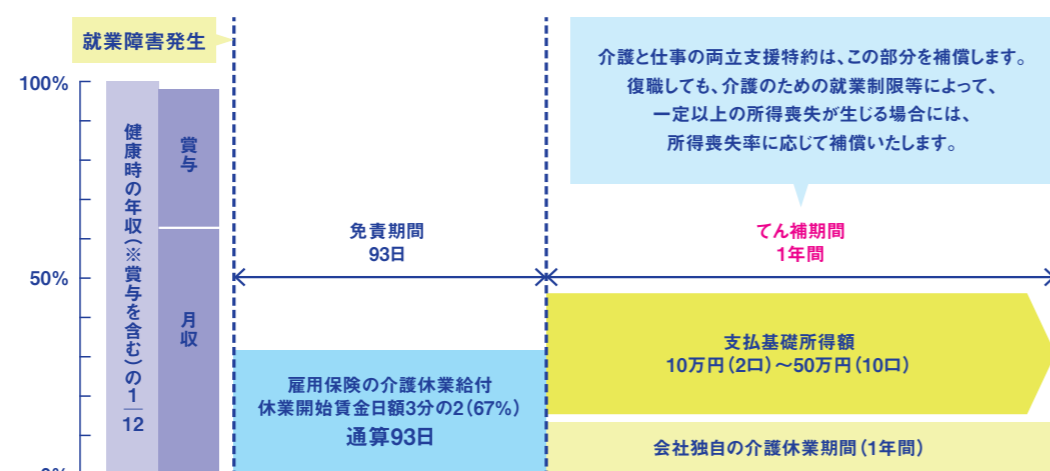


※ 本図は補償のイメージをわかりやすく説明するために簡略化したものです。
※ 保険期間開始時(2024年5月25日)の満年齢が満55歳~59歳までの方は、てん補期間5年間。

「介護と仕事の両立支援特約」補償のイメージ

概要

- 1口あたりの保険金額
5万円
- 免責期間
93日
- てん補期間
12カ月



※ 本図は補償のイメージをわかりやすく説明するために簡略化したものです。

ご確認ください

〈介護と仕事の両立支援特約にご加入いただける方〉

以下の方がご加入いただけます。ご不明な場合には、就業規則等をご確認のうえ、人事部門等にご確認ください。

- 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」において、介護による休業または就業制限が認められている方
- 上記のほか、就業規則等において介護による休業または就業制限が認められている方

保険金をお支払いする主な場合については、P.32「補償の概要等」をご確認ください。

補償される金額(支払基礎所得額)・保険料(1口あたり)

保険期間: 1年間 てん補期間^{*1}: 60歳の誕生日まで(55歳以上の場合は5年)

団体割引: 25% 加入限度口数: 2口~10口

^{*1} 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。

6 ANAウイングスエキスパートフライトアテンダント・契約社員プラン

タイプ	コード: CM6K		治療両立支援 コード: GCK1		介護両立支援 コード: GCK2		治療+介護両立支援 コード: GCK3		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
保険料(月払)	15~24歳	450円	290円	450円	300円	460円	300円	460円	310円
	25~29歳	490円	390円	500円	400円	500円	400円	510円	410円
	30~34歳	560円	530円	570円	610円	580円	550円	590円	630円
	35~39歳	690円	760円	720円	920円	730円	800円	760円	960円
	40~44歳	920円	1,130円	1,030円	1,390円	1,000円	1,210円	1,110円	1,470円
	45~49歳	1,220円	1,460円	1,410円	1,790円	1,380円	1,620円	1,570円	1,950円
	50~54歳	1,290円	1,450円	1,470円	1,720円	1,600円	1,760円	1,780円	2,030円
	55~59歳	1,640円	1,680円	1,890円	1,890円	2,160円	2,200円	2,410円	2,410円

※ タイプ CF6K は、タイプ CM6K と同じ補償内容です。

※ 支払基礎所得額は、平均月間所得額^{*2}の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。

※ 保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢や性別によって異なります。

※ 年齢によっては、治療と仕事の両立支援特約のセット有無にかかわらず、保険料が同一となる場合があります。

^{*2} 直前12か月における保険の対象となる方(被保険者)ご本人の所得^{*3}の平均月額をいいます。

^{*3} 「業務に従事することによって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

ご確認ください

- ① 年齢は、2024年5月25日現在の満年齢となります。
- ② 保険料は、毎年更新時の満年齢に基づき更新されます。
- ③ 加入口数(保険金月額)は、給与収入(年間収入※賞与等を含む、税引き前)の1/12の85%の範囲内でお決めください。
- ④ 現在、てん補期間10年プラン加入の方で、更新の始期日時時点で55歳に到達された方は、自動的にてん補期間60歳プランへ移行となります。

※ てん補期間10年プラン(CM1K・CF1K)は、現在募集をしていないプランとなります。新規加入やタイプ変更はできませんのでご注意ください。(継続して更新される場合のみ可能です)

ご注意ください

- 職制を変更された場合、プラン内容が変更となる可能性があります。ご変更の事由が発生した場合は、必ず取扱代理店までご連絡ください。

Q&A

よくある
ご質問集は
こちら

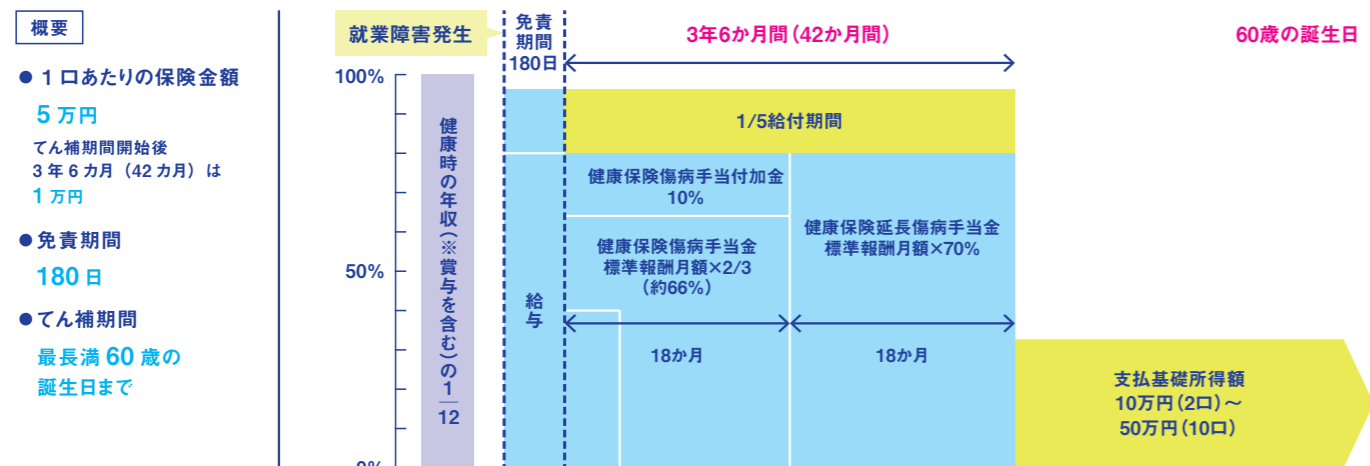
7 ANAファシリティーズ社員プラン

病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間^{*1} (180日) を超えた場合に、
 最長満60歳の誕生日まで長期間にわたり保険金をお支払いします。
 ただし、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は、55歳以上の場合は5年となります。

^{*1} 保険金をお支払いしない期間をいいます。

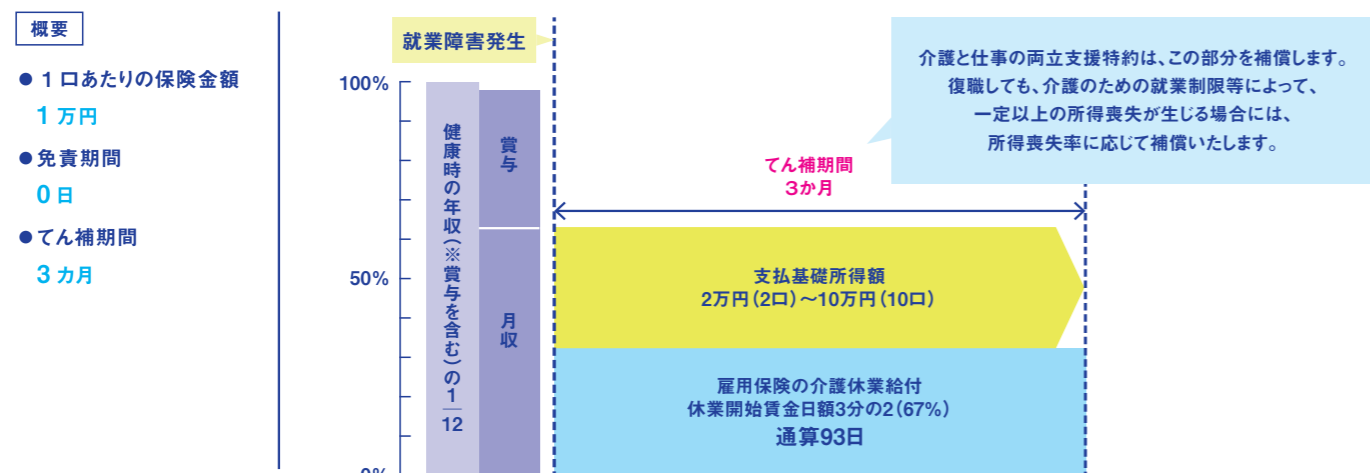
補償のイメージ

GLTDは、あなたとあなたのご家族をサポートします



※ 本図は補償のイメージをわかりやすく説明するために簡略化したものです。
 ※ 保険期間開始時(2024年5月25日)の満年齢が満55歳～59歳までの方は、てん補期間5年間。

「介護と仕事の両立支援特約」補償のイメージ



※ 本図は補償のイメージをわかりやすく説明するために簡略化したものです。

〈介護と仕事の両立支援特約にご加入いただける方〉
 以下の方がご加入いただけます。ご不明な場合には、就業規則等をご確認のうえ、人事部門等にご確認ください。

- 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」において、介護による休業または就業制限が認められている方
- 上記のほか、就業規則等において介護による休業または就業制限が認められている方

保険金をお支払いする主な場合については、P.32「補償の概要等」をご確認ください。

補償される金額(支払基礎所得額)・保険料(1口あたり)

保険期間: **1年間** てん補期間^{*1}: **60歳の誕生日まで(55歳以上の場合は5年)**
 団体割引: **25%** 加入限度口数: **2口～10口**

^{*1} 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。

7 ANAファシリティーズ社員プラン

タイプ	コード: DM60		治療両立支援 コード: GLD1		介護両立支援 コード: GLD2		治療+介護両立支援 コード: GLD3		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
保険料(月払)	15～24歳	210円	150円	220円	150円	220円	160円	230円	160円
	25～29歳	220円	190円	230円	200円	230円	200円	240円	210円
	30～34歳	240円	250円	250円	300円	250円	260円	260円	310円
	35～39歳	280円	350円	300円	450円	290円	360円	310円	460円
	40～44歳	390円	530円	450円	690円	400円	540円	460円	700円
	45～49歳	490円	650円	600円	830円	500円	660円	610円	840円
	50～54歳	460円	550円	530円	660円	480円	570円	550円	680円
	55～59歳	520円	560円	600円	620円	550円	590円	630円	650円

※ タイプ DF60 は、タイプ DM60 と同じ補償内容です。

※ 支払基礎所得額は、平均月間所得額^{*2}の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。

※ 保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢や性別によって異なります。

※ 年齢によっては、治療と仕事の両立支援特約のセット有無にかかわらず、保険料が同一となる場合があります。

^{*2} 直前12か月における保険の対象となる方(被保険者)ご本人の所得^{*3}の平均月額をいいます。

^{*3} 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

- ご確認ください
- ① 年齢は、2024年5月25日現在の満年齢となります。
 - ② 保険料は、毎年更新時の満年齢に基づき更新されます。
 - ③ 加入口数(保険金月額)は、給与収入(年間収入※賞与等を含む、税引き前)の1/12の85%の範囲内でお決めください。
- ご注意ください
- てん補期間開始後、42か月の保険金のお支払いは、「1/5給付期間」となり、この期間の保険金のお支払い額は、保険金額×20%×所得喪失率となりますのでご注意ください。



8 ANAグループ社員プラン

病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間^{*1}（180日）を超えた場合に、最長満60歳の誕生日まで長期間にわたり保険金をお支払いします。ただし、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は、55歳以上の場合は5年となります。

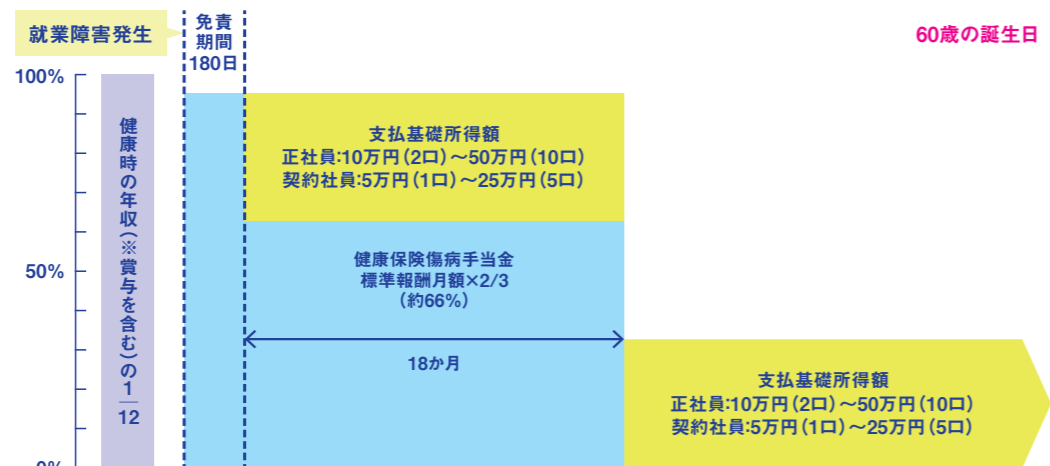
^{*1} 保険金をお支払いしない期間をいいます。

補償のイメージ

GLTDは、あなたとあなたのご家族をサポートします

概要

- 1口あたりの保険金額
5万円
- 免責期間
180日
- てん補期間
最長満60歳の誕生日まで

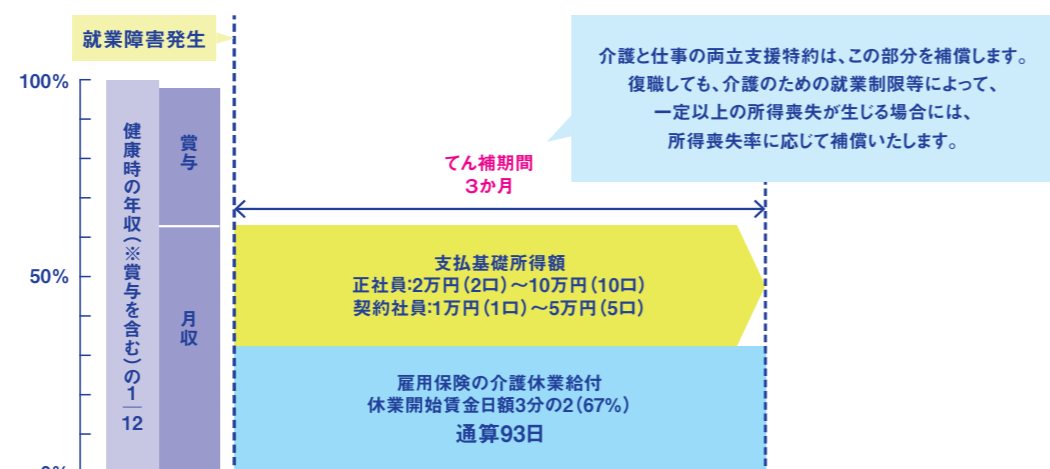


※ 本図は補償のイメージをわかりやすく説明するために簡略化したものです。
※ 保険期間開始時（2024年5月25日）の満年齢が満55歳～59歳までの方は、てん補期間5年間。

「介護と仕事の両立支援特約」補償のイメージ

概要

- 1口あたりの保険金額
1万円
- 免責期間
0日
- てん補期間
3か月



※ 本図は補償のイメージをわかりやすく説明するために簡略化したものです。

〈介護と仕事の両立支援特約にご加入いただける方〉
以下の方がご加入いただけます。ご不明な場合には、就業規則等をご確認のうえ、人事部門等にご確認ください。

- 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」において、介護による休業または就業制限が認められている方
- 上記のほか、就業規則等において介護による休業または就業制限が認められている方

保険金をお支払いする主な場合については、P.32「補償の概要等」をご確認ください。

補償される金額（支払基礎所得額）・保険料（1口あたり）

保険期間：1年間 てん補期間^{*1}：60歳の誕生日まで（55歳以上の場合は5年）
団体割引：25% 加入限度口数：[正社員] 2口～10口 [契約社員] 1口～5口

^{*1} 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。

8 ANAグループ社員プラン

タイプ	コード：EM60		治療両立支援 コード：GLE1		介護両立支援 コード：GLE2		治療+介護両立支援 コード：GLE3		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
保険料（月払）	15～24歳	290円	190円	290円	200円	300円	200円	300円	210円
	25～29歳	300円	250円	310円	260円	310円	260円	320円	270円
	30～34歳	320円	330円	340円	390円	330円	340円	350円	400円
	35～39歳	390円	470円	420円	600円	400円	480円	430円	610円
	40～44歳	560円	720円	640円	950円	570円	730円	650円	960円
	45～49歳	760円	970円	920円	1,240円	770円	980円	930円	1,250円
	50～54歳	920円	1,080円	1,060円	1,300円	940円	1,100円	1,080円	1,320円
	55～59歳	1,300円	1,380円	1,510円	1,540円	1,330円	1,410円	1,540円	1,570円

※ タイプ EF60 は、タイプ EM60 と同じ補償内容です。

※ 支払基礎所得額は、平均月間所得額^{*2}の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。

※ 保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢や性別によって異なります。

※ 年齢によっては、治療と仕事の両立支援特約のセット有無にかかわらず、保険料が同一となる場合があります。

^{*2} 直前12か月における保険の対象となる方（被保険者）ご本人の所得^{*3}の平均月額をいいます。

^{*3} 「業務に従事することによって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

ご確認ください

- ① 年齢は、2024年5月25日現在の満年齢となります。
- ② 保険料は、毎年更新時の満年齢に基づき更新されます。
- ③ 加入口数（保険金月額）は、給与収入（年間収入※賞与等を含む、税引き前）の1/12の85%の範囲内でお決めください。
- ④ 現在、てん補期間10年プラン加入の方で、更新の始期日時時点で55歳に到達された方は、自動的にてん補期間60歳プランへ移行となります。

※ てん補期間10年プラン（EM10・EF10）は、現在募集をしていないプランとなります。新規加入やタイプ変更はできませんのでご注意ください。（継続して更新される場合のみ可能です）

Q&A

よくある
ご質問集は
こちら

制度に関して

Q1 どのような場合に保険金を受け取れますか？

A1 以下、①の状態が継続した後、②の状態となった場合に保険金が支払われます。

①免責期間中（就業障害になってから180日間）所定の事由（注1）により、運航業務に全く従事できない状態である（運航業務以外の業務に従事できるか否かを問いません）。

②てん補期間中（免責期間終了日翌日以降の保険金お支払い対象期間）所定の事由（注1）により、運航業務に全く従事できない（運航業務以外の業務に従事できるか否かを問いません）か、または運航業務に一部従事できるが、病気やケガの発生直前のように従事できず、かつ所得喪失率が20%超である。

（注1） 病気やケガのため「入院している」、「医師の治療を受けている」、「後遺障害が残っている」のいずれかの事由。保険金の請求には医師の診断書が必要になります。
※「保険金をお支払いする主な場合」「保険金をお支払いしない主な場合」も併せてご一読下さい。

Q2 いつまで保険金を受け取れますか？

A2 最長満60歳の誕生日まで（てん補期間10年プランの場合は10年間）受け取ることができます（55歳以上の方はてん補期間が一律5年間となります）。

ただし、次のいずれかに該当した時までを限度とします。

- 就業障害が残らず復職したとき
- 就業障害が残ったまま一部復職し、所得が従前の80%以上になったとき
- 死亡したとき

Q3 精神障害でも保険金は受取れますか？

A3 はい。認知症・メンタル疾患補償特約（精神障害補償特約（D））の対象となる精神障害については、免責期間終了後、最長2年間を限度に保険金をお受け取りいただけます。

Q4 免責期間中やてん補期間中に（定年）退職となった場合、保険金の支払い要件はどのようになりますか？

A4 在職中に被った傷病が原因で就業障害が継続し退職された方も、現職の方と同じ要件となります。したがって、Q1の所定の事由であることが保険金お支払いの要件となります。なお、運航乗務員として従事できる状態であるか否かは、診断書や主治医、専門医の見解により保険会社が判断します。

Q5 Q1の要件を満たす場合に支払われる保険金額は？

A5 「保険金額（5万円×加入人数）」×所得喪失率（注2）で算出された金額をお支払いします。

※パンフレットに1/5給付期間の記載があるプランについては、てん補期間開始後、記載の期間は20%給付となります。ご注意ください。

（注2） 所得喪失率＝

$$1 - \frac{\text{免責期間終了日の翌日から起算した各月における運航業務による回復所得額}}{\text{免責期間が始まる直前の上記期間に対応する各月における運航業務による所得額}}$$

加入後、運航業務に全く従事できない場合は、運航業務以外の業務に従事できるか否かにかかわらず、所得喪失率は100%とします。

Q6 病気やケガにより運航業務に従事できなくなったが、地上勤務には従事できる場合、支払われる保険金はどのようになりますか？

A6 Q5（注2）のとおり、地上勤務による所得の有無にかかわらず、ご加入いただいた保険金額を100%お支払いします。

ただし、Q1の所定の事由があることが要件となります。

なお、一部運航業務に復帰できている場合は、運航業務による所得額に基づいた所得喪失率により、保険金をお支払いします。

Q7 一般の所得補償保険とは、どこが異なりますか？

A7 主に補償期間の長さ等が異なり、長期間の所得喪失に備えることができます。

Q8 他の保険（生命保険、医療保険、傷害保険）とどのような点が異なるのですか？

A8 GLTDプランは日常生活を維持していくための収入を補償するものであり、最長満60歳の誕生日まで（てん補期間10年プランの場合は10年間）保険金を受け取ることが可能です。

生命保険は、死亡時を保障するためのもの、医療保険は病気やケガの治療費を補償するためのもの、傷害保険は、主に突発的なケガに対する出費に備えるためのものです。

Q9 医療保険と重複しても保険金の支払いはされますか？

A9 全く関係なく支払われます。

Q10 職制が変わった場合、補償はどうなりますか？

A10 職制によって傷病手当金の給付開始時期等が異なる場合、プランの変更をしていただく必要がございます。

職制をご変更された場合は、お手数ですが、ANA ファシリティーズまでご連絡ください。

Q11 他にも所得補償保険に入っている場合、支払われる保険金はどうなりますか？

A11 給与収入（年間収入※賞与含む・税引き前）（注3）を限度にお支払いしますので、各保険金の合計額が平均月間所得額の範囲内であれば、それぞれの保険から支払われます。

（注3） 就業障害発生日の属する月の直前12ヶ月間の所得（賞与含む）の平均月間額

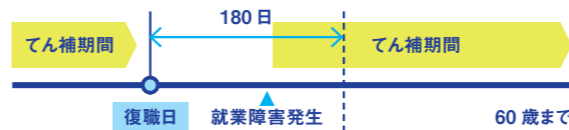
Q12 保険金に税金はかかりますか？

A12 いいえ、全額非課税です。（2023年12月現在）

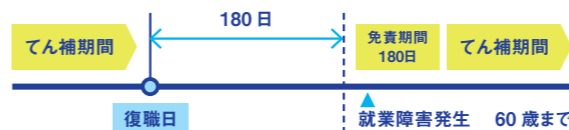
Q13 就業障害が再発した場合の取扱い？

A13 就業障害が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までに、前回の就業障害の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によって就業障害が再発したときは、同一の就業障害として新たに免責期間およびてん補期間を設定せずに保険金をお支払いします。

1. 同一の病名で同一傷病として扱われるケース



2. 同一の病名でも別傷病として扱われるケース



保険料に関して

Q14 保険料が割安なのはなぜですか？

A14 ANAグループGLTDプランは団体契約のため、保険料には団体割引25%が適用されています。

※加入者によっては、今後の団体割引率が変更となる場合があります。

Q15 保険料は、加入時のままですか？

A15 いいえ。保険料は、毎年更新時（5月25日現在）の年齢等に基づき更新されます。年齢ごとの保険料は、保険料表をご確認ください。

Q16 払込保険料は税金控除（年末調整）の対象となりますか？

A16 介護医療保険料控除の対象となります。（2023年12月現在）

用語のご説明

- 「就業障害」とは、被保険者が被った身体障害の直接の結果として就業に支障が生じている所定の状態をいいます。
- 「被保険者」とは、保険の対象となる方をいいます。
- 「てん補期間」とは、免責期間終了日の翌日から、保険金お支払いの対象となる1事故あたりの限度期間をいいます。
- 「免責期間」とは、継続して就業障害である一定の期間で、就業障害になってからこの期間は保険金お支払いの対象なりません。
- 「給与収入（年間収入※賞与等を含む税引き前）」とは源泉徴収票の支払金額をご覧ください。

加入に関して

Q17 新入社員や中途採用者は、これまでの所得実績がないので、加入してもしばらくの間は意味がないのでは？

A17 万一の場合、通常は給与収入（年間収入※賞与含む・税引き前）をベースに保険金をお支払いしますが、新入社員・中途採用加入者は、雇用契約で約定した（提示された）年間の給与収入見込額（賞与を含む）を基準に保険金が支払われます。そのため、加入人数は、年間の給与収入見込額（賞与を含む）の1/12の85%以内で加入人数（保険金額）を決めてください。

Q18 加入人数（保険金額）の決め方は？

A18 給与収入（年間収入※賞与等を含む、税引き前）の1/12の85%の範囲内でかつ2～30口でお決めください。

（例）給与収入（年間収入※賞与等を含む、税引き前）600万円の場合、
 $600 \text{万円} \div 12 \times 85\% = 42.5 \text{万円}$
 $42.5 \text{万円} \div 5 \text{万円（一口当り）} = 8.5$
 ⇒最高8口まで加入できます。

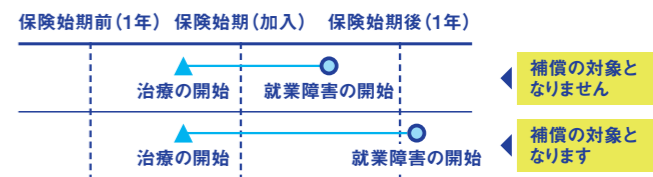
※給与収入（年間収入※賞与等を含む、税引き前）は源泉徴収票の支払金額をご覧ください。

Q19 何歳まで加入できますか？

A19 2024年5月25日の年齢が満15歳以上59歳以下の方まで、ご加入いただけます。（てん補期間10年プランは2024年5月25日の年齢が54歳以下の方）また、55歳以上の加入者はてん補期間を5年とします。

Q20 新規加入前にかかっていた病気は補償の対象となりますか？

A20 この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害は保険金をお支払いしません。ただし、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業障害については、保険金のお支払いの対象となります。



Q21 GLTD からみて他の保険契約等とは？

A21 所得補償保険、長期所得補償保険（ロス・オブ・ライセンス）等となります。それ以外の所得補償系の保険につきましては、お問い合わせください。

GLTDプラン よくあるご質問

2 3 5 6 8 プラン

制度に関して

Q1 どのような場合に保険金を受け取れますか？

A1 免責期間を超えて、病気やケガで働けない状態が続いた時に保険金を受け取ることができます。保険金の請求には医師の診断書が必要になります。なお、実際に会社に出社していないことを確認させていただきます。

※「保険金をお支払いする主な場合」「保険金をお支払いしない主な場合」も併せてご一読下さい。

Q2 いつまで保険金を受け取れますか？

A2 最長満60歳の誕生日まで（てん補期間10年プランの場合は10年間）受け取ることができます（55歳以上の方はてん補期間が一律5年間となります）。ただし、次のいずれかに該当した時までを限度とします。
 ● 就業障害が残らず復職したとき
 ● 就業障害が残ったまま一部復職し、所得が従前の80%以上になったとき
 ● 死亡したとき

Q3 精神障害でも保険金は受取れますか？

A3 はい。認知症・メンタル疾患補償特約〈精神障害補償特約(D)〉の対象となる精神障害については、免責期間終了後、最長2年間を限度に保険金をお受け取りいただけます。

Q4 退職しても保険金は受取れますか？

A4 はい。退職しても在職中に被った傷病が原因で就業障害が継続し、保険金支払条件を満たす限り、保険金を受け取ることができます。

Q5 一部復職とはどのような状態ですか？また、その場合保険金はいくら受け取れますか？

A5 一部復職とは、業務に復帰はできたが依然として就業障害が残り、身体障害発生直前に従事していた業務に完全には従事できない状態をいいます。この場合、就業障害発生直前の所得から20%超の所得喪失がある場合、その所得喪失率に応じて保険金をお支払いいたします。

※パンフレットに1/5 給付期間の記載があるプランについては、てん補期間開始後、記載の期間が20%給付となります。ご注意ください。

一部復職した場合の受取保険金は、加入保険金額×（1－回復後の所得÷健康時の所得）の計算により算出します。

（例）健康時の所得：50万円、回復後の所得：20万円、加入保険金額：20万円の場合
 所得喪失率＝1－20万円（回復後の所得）÷50万円（健康時の所得）＝60%
 受取保険金額＝20万円（加入保険金額）×60%（所得喪失率）＝12万円となります。

Q6 一般の所得補償保険とは、どこが異なりますか？

A6 主に補償期間の長さ等が異なり、長期間の所得喪失に備えることができます。

Q7 他の保険（生命保険、医療保険、傷害保険）とどのような点が異なるのですか？

A7 GLTDプランは日常生活を維持していくための収入を補償するものであり、最長満60歳の誕生日まで（てん補期間10年プランの場合は10年間）保険金を受け取ることが可能です。生命保険は、死亡時を保障するためのもの、医療保険は病気やケガの治療費を補償するためのもの、傷害保険は、主に突発的なケガに対する出費に備えるためのものです。

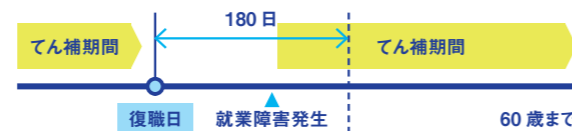
Q8 医療保険と重複しても保険金の支払いはされますか？

A8 全く関係なく支払われます。

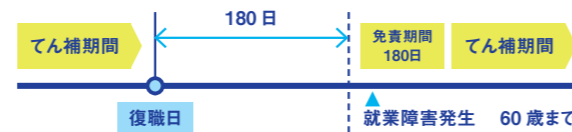
Q9 就業障害が再発した場合の取扱いは？

A9 就業障害が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までに、前回の就業障害の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によって就業障害が再発したときは、同一の就業障害として新たに免責期間およびてん補期間を設定せずに保険金をお支払いします。

1. 同一の病名で同一傷病として扱われるケース



2. 同一の病名でも別傷病として扱われるケース



Q10 他の所得補償保険がある場合の保険金支払いは？

A10 給与収入（年間収入※賞与を含む・税引き前）（注1）を限度にお支払いいたしますので、各保険金の合計額が平均月間所得額の範囲内であれば、それぞれの保険から支払われます。
 （注1）就業障害発生日の属する月の直前12ヶ月間の所得（賞与を含む）の平均月間額

Q11 保険金に税金はかかりますか？

A11 いいえ、全額非課税です。（2023年12月現在）

Q12 職制が変わった場合、補償はどうなりますか？

A12 職制によって傷病手当金の給付開始時期等が異なる場合、プランの変更をしていただく必要がございます。職制をご変更された場合は、お手数ですが、ANA ファシリティーズまでご連絡ください。

保険料に関して

Q13 保険料は割安になっているのでしょうか？

A13 ANAグループGLTDプランは団体契約のため、保険料には団体割引25%が適用されています。

※加入者によっては、今後の団体割引率が変わる場合があります。

Q14 保険料は、加入時のままですか？

A14 いいえ。保険料は、毎年更新時（5月25日現在）の年齢等に基づき更新されます。年齢ごとの保険料は、保険料表をご確認ください。

Q15 払込保険料は税金控除（年末調整）の対象となりますか？

A15 介護医療保険料控除の対象となります。（2023年12月現在）

加入に関して

Q16 新入社員や中途採用者は、これまでの所得実績がないので、加入してもしばらくの間は意味がないのでは？

A16 万一の場合、通常は給与収入（年間収入※賞与を含む・税引き前）をベースに保険金をお支払いしますが、新入社員・中途採用加入者は、雇用契約で約定した（提示された）年間の給与収入見込額（賞与を含む）を基準に保険金が支払われます。そのため、加入口数は、年間の給与収入見込額（賞与を含む）の1/12の85%以内で加入口数（保険金額）を決めてください。

Q17 加入口数（保険金額）の決め方は？

A17 給与収入（年間収入※賞与等を含む、税引き前）の1/12の85%の範囲内かつ加入限度口数以下で口数をお決めください。

（例）給与収入（年間収入※賞与等を含む、税引き前）600万円の場合、
 $600 \text{万円} \div 12 \times 85\% = 42.5 \text{万円}$
 $42.5 \text{万円} \div 5 \text{万円（一口当り）} = 8.5$
 ⇒最高8口まで加入できます。

※給与収入（年間収入※賞与等を含む、税引き前）は源泉徴収票の支払金額をご覧ください。
 ※加入口数の上限はパンフレットをご確認ください。

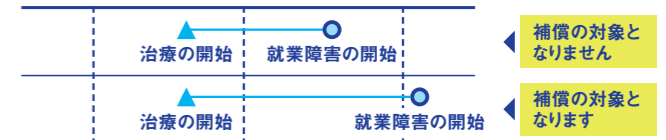
Q18 何歳まで加入できますか？

A18 2024年5月25日の年齢が満15歳以上59歳以下の方まで、ご加入いただけます。（てん補期間10年プランは2024年5月25日の年齢が54歳以下の方）また、55歳以上の加入者はてん補期間を5年とします。

Q19 新規加入前にかかっていた病気が補償の対象となりますか？

A19 この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害は保険金をお支払いしません。ただし、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業障害については、保険金のお支払いの対象となります。

保険始期前(1年) 保険始期(加入) 保険始期後(1年)



Q20 GLTD からみて他の保険契約等とは？

A20 所得補償保険等となります。それ以外の所得補償系の保険につきましては、お問い合わせください。

用語のご説明

- 「就業障害」とは、被保険者が被った身体障害の直接の結果として就業に支障が生じている所定の状態をいいます。
- 「被保険者」とは、保険の対象となる方をいいます。
- 「てん補期間」とは、免責期間終了日の翌日から、保険金お支払いの対象となる期間1事故あたりの限度期間をいいます。
- 「免責期間」とは、継続して就業障害である一定の期間で、就業障害になってからこの期間は保険金お支払いの対象となりません。
- 「給与収入（年間収入※賞与等を含む税引き前）」とは源泉徴収票の支払金額をご覧ください。

制度に関して

Q1 どのような場合に保険金を受け取れますか？

A1 免責期間を超えて、病気やケガで働けない状態が続いた時に保険金を受け取ることができます。保険金の請求には医師の診断書が必要になります。なお、実際に会社に出社していないことを確認させていただきます。
※「保険金をお支払いする主な場合」「保険金をお支払いしない主な場合」も併せてご一読下さい。

Q2 いつまで保険金を受け取れますか？

A2 最長満 60 歳の誕生日まで受け取ることができます（55 歳以上の方はてん補期間が一律 5 年間となります）。ただし、次のいずれかに該当した時までを限度とします。
●就業障害が残らず復職したとき
●就業障害が残ったまま一部復職し、所得が従前の 80%以上になったとき
●死亡したとき

Q3 精神障害でも保険金は受取れますか？

A3 はい。認知症・メンタル疾患補償特約〈精神障害補償特約(D)〉の対象となる精神障害については、免責期間終了後、最長 2 年を限度に保険金をお受け取りいただけます。

Q4 退職しても保険金は受取れますか？

A4 はい。退職しても在職中に被った傷病が原因で就業障害が継続し、保険金支払条件を満たす限り、保険金を受け取ることができます。

Q5 一部復職とはどのような状態ですか？また、その場合保険金はいくら受け取れますか？

A5 一部復職とは、業務に復帰はできたが依然として就業障害が残り、身体障害発生直前に従事していた業務に完全には従事できない状態をいいます。この場合、就業障害発生直前の所得から 20% 超の所得喪失がある場合、その所得喪失率に応じて保険金をお支払いいたします。

※パンフレットに 1/5 給付期間の記載があるプランについては、てん補期間開始後、記載の期間が 20% 給付となります。ご注意ください。

一部復職した場合の受取保険金は、加入保険金額×（一回復後の所得÷健康時の所得）の計算により算出します。

(例) 健康時の所得：50 万円、回復後の所得：20 万円、加入保険金額：20 万円の場合
所得喪失率 = 1 - 20 万円 (回復後の所得) ÷ 50 万円 (健康時の所得) = 60%
受取保険金額 = 20 万円 (加入保険金額) × 60% (所得喪失率) = 12 万円 となります。

Q6 一般の所得補償保険とは、どこが異なりますか？

A6 主に補償期間の長さ等が異なり、長期間の所得喪失に備えることができます。

Q7 他の保険（生命保険、医療保険、傷害保険）とどのような点が異なるのですか？

A7 GLTD プランは日常生活を維持していくための収入を補償するものであり、最長満 60 歳の誕生日まで保険金を受け取ることが可能です。生命保険は、死亡時を保障するためのもの、医療保険は病気やケガの治療費を補償するためのもの、傷害保険は、主に突発的なケガに対する出費に備えるためのものです。

Q8 医療保険と重複しても保険金の支払いはされますか？

A8 全く関係なく支払われます。

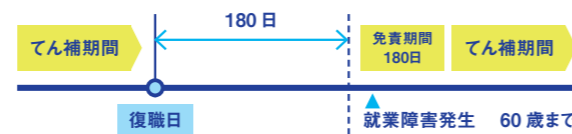
Q9 就業障害が再発した場合の取扱いは？

A9 就業障害が終了した日からその日を含めて 180 日を経過した日までに、前回の就業障害の原因となった身体障害によって就業障害が再発したときは、同一の就業障害として新たに免責期間およびてん補期間を設定せずに保険金をお支払いします。

1. 同一の病名で同一傷病として扱われるケース



2. 同一の病名でも別傷病として扱われるケース



Q10 他の所得補償保険がある場合の保険金支払いは？

A10 給与収入（年間収入※賞与含む・税引き前）（注 1）を限度にお支払いしますので、各保険金の合計額が平均月間所得額の範囲内であれば、それぞれの保険から支払われます。
(注 1) 就業障害発生日の属する月の直前 12 ヶ月間の所得（賞与含む）の平均月間額

Q11 保険金に税金はかかりますか？

A11 いいえ、全額非課税です。(2023 年 12 月現在)

保険料に関して

Q12 保険料は割安になっているのでしょうか？

A12 ANA グループ GLTD プランは団体契約のため、保険料には団体割引 25% が適用されています。
※加入者数によっては、今後の団体割引率が変わる場合があります。

Q13 保険料は、加入時のままですか？

A13 いいえ。保険料は、毎年更新時（5 月 25 日現在）の年齢等に基づき更新されます。年齢ごとの保険料は、保険料表をご確認ください。

Q14 払込保険料は税金控除（年末調整）の対象となりますか？

A14 介護医療保険料控除の対象となります。(2023 年 12 月現在)

加入に関して

Q15 新入社員や中途採用者は、これまでの所得実績がないので、加入してもしばらくの間は意味がないのでは？

A15 万一の場合、通常は給与収入（年間収入※賞与含む・税引き前）をベースに保険金をお支払いしますが、新入社員・中途採用加入者は、雇用契約で約定した（提示された）年間の給与収入見込額（賞与を含む）を基準に保険金が支払われます。そのため、加入口数は、年間の給与収入見込額（賞与を含む）の 1/12 の 85% 以内で加入口数(保険金額)を決めてください。

Q16 加入口数（保険金額）の決め方は？

A16 給与収入（年間収入※賞与等を含む、税引き前）の 1/12 の 85% の範囲内でかつ 2 ～ 10 口でお決めください。
(例) 年間所得（ボーナスを含む）600 万円の場合、
600 万円 ÷ 12 × 85% = 42.5 万円
42.5 万円 ÷ 5 万円（一口当り） = 8.5
⇒ 最高 8 口までご加入できます。

※給与収入（年間収入※賞与等を含む、税引き前）は源泉徴収票の支払金額をご覧ください。

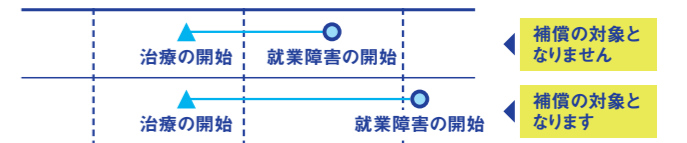
Q17 何歳まで加入できますか？

A17 2024 年 5 月 25 日の年齢が満 15 歳以上 59 歳以下の方まで、ご加入いただけます。また、55 歳以上の加入者はてん補期間を 5 年とします。

Q18 新規加入前にかかっていた病気が補償の対象となりますか？

A18 この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期の直前 1 年以内に被った病気やケガによる就業障害は保険金をお支払いしません。ただし、初年度契約の保険始期日から 1 年を経過した後に開始した就業障害については、保険金のお支払いの対象となります。

保険始期前(1年) 保険始期(加入) 保険始期後(1年)



Q19 GLTD からみて他の保険契約等とは？

A19 所得補償保険等となります。それ以外の所得補償系の保険につきましては、お問い合わせください。

用語のご説明

- 「就業障害」とは、被保険者が被った身体障害の直接の結果として就業に支障が生じている所定の状態をいいます。
- 「被保険者」とは、保険の対象となる方をいいます。
- 「てん補期間」とは、免責期間終了日の翌日から、保険金お支払いの対象となる期間 1 事故あたりの限度期間をいいます。
- 「免責期間」とは、継続して就業障害である一定の期間で、就業障害になってからこの期間は保険金お支払いの対象となりません。
- 「給与収入（年間収入※賞与等を含む税引き前）」とは源泉徴収票の支払金額をご覧ください。

告知の大切さについて、 ご説明させていただきます。

告知の大切さ
に関するご案内

団体長期障害所得補償（GLTD）に新たにご加入される場合、
または更新にあたり補償内容をアップされる場合^{*1}には、
保険の対象となる方（被保険者）について健康状態の告知が必要です。

*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます（更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。）。

- 告知書は保険の対象となる方（被保険者）**ご自身がありのままにご記入ください。**
**告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、
保険金をお受け取りいただけないことがあります。***²

*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

- **過去に病気やケガをされたことがある場合、
お引受けできない場合があります。**

- **保険金請求時等に、
告知内容についてご確認させていただく場合があります。**

告知いただく内容例は次のとおりです。

- ①入院または手術の有無（予定を含みます）
- ②告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療（投薬の指示を含みます）の有無
- ③過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無 等

詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

以下のケースもすべて告知が必要となります。

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘をされたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

ご注意ください。

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

- 新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。
- 告知すべき内容を後日思い出された場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 団体長期障害所得補償（GLTD）については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能等になった場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払い対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能等については、保険金のお支払い対象となります。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。告知に関するお問い合わせは、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

事故が起こった時の手続き

- 1 就業障害が開始した時は、就業障害が開始した日からその日を含めて30日以内に
病気またはケガの状況等を、アドバンテッジリスクマネジメントへ通知ください。
- 2 所定の免責期間終了から1ヶ月後にアドバンテッジリスクマネジメントより
保険金請求のお手続き書類をご案内させていただきます。
- 3 保険金請求書類を全てご提出後、
記載内容をチェック。
- 4 保険会社にて保険金支払いの可否、
支払期間、支払金額を審査の上、決定いたします。
- 5 保険金の支払いが決定されると、所定の保険金額が請求の都度、被保険者の口座に支払われます。
所属会社を退職されても、働けない状態が続き、
保険金お支払いの条件を満たしている限りてん補期間まで、お支払いは続きます。
2回目以降の保険金請求手続は、ご希望により、毎月～6ヶ月に1回となります。
審査期間は、疾病またはケガにより2週間～1ヶ月程度必要となります。

アドバンテッジリスクマネジメント

受付時間 平日 10:00～16:00

ご連絡先

☎ 0120-567-906

※ご連絡をいただく際には必ず加入者票をお手元にご用意ください。

保険金請求に必要な基本書類

※別途お取付けが必要な場合もございます。

ご本人様でご記入いただく書類

- 1 保険金請求書（保険会社規定の帳票）
- 2 同意書（保険会社規定の帳票）
- 3 診断書（複数の病院にかかれた場合は、病院の数必要となります。）
- 4 就業障害状況報告書（保険会社規定の帳票—人事担当者記載欄あり）

人事ご担当者へ手配いただく書類

- 1 就業障害発生前年度の源泉徴収票
- 2 健康診断個人票のコピー

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！ 東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※ サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
※ サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や
最寄りの医療機関をご案内します。

受付時間^{*1} 24時間 365日

☎ 0120-708-110

^{*1} 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配^{*2}

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

^{*2} 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関する
お電話でのご相談や毎日の暮らしに
役立つ情報をご提供します。

受付時間

- 法律相談 10:00～18:00
- 税務相談 14:00～16:00
- 社会保険に関する相談 10:00～18:00
- 暮らしの情報提供 10:00～16:00

▶ いずれも土日祝・年末・年始を除く

☎ 0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス]

www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※ 弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※ 社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や
介護に関するご相談に応じ、
優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

受付時間

- 電話介護相談 9:00～17:00
- 各種サービス優待紹介 9:00～17:00

▶ いずれも土日祝・年末・年始を除く

☎ 0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム^{*1}」をご利用いただくことも可能です。

^{*1} お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介^{*2}

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。^{*3}

※ お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

^{*2} 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。

^{*3} サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

ご注意ください（各サービス共通）

- ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者^{*1}・ご親族^{*2}の方（以下サービス対象者といえます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- 各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- メディカルアシスト、介護アシスト、メンタルヘルスサポートの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

^{*1} 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。

^{*2} 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

メンタルヘルスサポート

自動セット

【対象となる補償】
団体長期障害所得補償にご加入いただいた場合

職場や家庭等で起こる様々な
「こころ」の問題の解決をバックアップします。

受付時間 9:00～21:00
▶ 日祝を除く

☎ 0120-783-503

メンタルヘルス電話相談

職場や人間関係に関するお悩み等、メンタルヘルスについて看護師等にお電話でご相談いただけます。

補償の概要等

団体長期障害所得補償（GLTD^{*1}）定額型

病気やケガによって所定の就業障害になった場合に保険の対象となる方が被る損失に対して長期間にわたり保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後は、いかなる場合でも「**就業障害**」とはいいません。

^{*1} GLTDは団体長期障害所得補償（Group Long Term Disability）の略称です。

この補償については、死亡に対する補償はありません。保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害所得補償基本特約	<p>病気やケガによって保険期間中に就業障害となり、その期間が継続して免責期間^{*1}を超えた場合</p> <p>▶就業障害期間^{*2}1か月につき、以下の方法により計算した額をお支払いします。 支払保険金＝支払基礎所得額^{*3}×所得喪失率^{*4}×約定給付率（100％） ただし、支払基礎所得額^{*3}が保険の対象となる方の平均月間所得額^{*5}を超える場合には、平均月間所得額^{*5}を支払基礎所得額^{*3}としてお支払いする保険金の額を算出します。</p> <p>※パンフレットに1/5 給付期間の記載があるプランについては、てん補期間開始後、記載の期間は20%給付となります。</p> <p>《1/5 給付期間の記載があるプラン》</p> <ul style="list-style-type: none">ANA 運航乗務員プラン ANA グローバルスタッフ・エキスパートスタッフ・客室乗務員プラン ANA ウイングス運航乗務員プラン ANA ウイングス総合職掌・客室乗務員・アシスタントスタッフプラン ANA ファシリティーズ社員プラン <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金を支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>※東京海上日動は保険の対象となる方が就業障害の状態になった場合には、ご契約者または保険の対象となる方と、保険の対象となる方の業務復帰援助のために協議することがあります。東京海上日動はその協議の結果として社会通念上保険の対象となる方の業務復帰のために有益と認められる費用をお支払いします。</p> <p>^{*1} 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます</p> <p>^{*2} 「てん補期間^{*6}内の就業障害の日数」をいいます（お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。）。</p> <p>^{*3} 保険金の算出の基礎となる申込書等記載の額をいいます。</p> <p>^{*4} 病気やケガにより全く就業できない場合は100%とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。</p> <p style="text-align: center;">所得喪失率＝1－免責期間¹が終了する日の翌日から起算した各月における回復所得額⁷ 免責期間¹が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得⁸の額</p> <p>ただし、所得^{*8}の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があった場合は、公正な調整を行うことがあります。</p> <p>^{*5} 就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における保険の対象となる方の所得^{*8}の平均月額をいいます。</p> <p>^{*6} 同一の病気やケガによる就業障害^{*9}に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間（免責期間^{*1}終了日の翌日からの期間）のことをいいます。</p> <p>^{*7} 免責期間^{*1}開始以降に業務に復帰して得た所得^{*8}の額をいい、免責期間^{*1}の終了した月から1か月単位で計算します。</p> <p>^{*8} 「業務に従事することによって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。</p> <p>^{*9} 就業障害が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によって再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。</p>	<ul style="list-style-type: none">保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害（その方が受け取るべき金額部分） 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業障害 無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業障害 妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業障害 妊娠または出産による就業障害 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業障害 保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業障害（「認知症・メンタル疾患補償特約（精神障害補償特約（D）」）をセットされる場合は、所定の精神障害については精神障害てん補期間^{*1}を限度にお支払対象となります。） むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業障害 発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害 この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害^{*2}*3 <p style="text-align: center;">等</p> <p>^{*1} 「団体長期障害所得補償基本特約」のてん補期間にかかわらず、精神障害てん補期間が限度となります。</p> <p>^{*2} 初年度契約の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後を開始した就業障害については、保険金のお支払対象となります。</p> <p>^{*3} 就業障害の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。</p>

※「就業障害」とは、以下の状態をいいます（★ANA 運航乗務員プラン・ANA ウイングス運航乗務員プランの場合）。

免責期間 ¹ 中	てん補期間 ¹ 開始後
<p>病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、保険の対象となる方が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない状態※²</p> <p>①その病気やケガのために、入院をしていること</p> <p>②その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること</p> <p>③その病気やケガによる後遺障害が残っていること</p> <p>^{*1} 免責期間については、上記保険金をお支払いする主な場合欄内の「^{*1}」をご確認ください。</p>	<p>病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、保険の対象となる方が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか^{*2}、または一部従事することができず、かつ所得喪失率^{*3}が20％超である状態</p> <p>①その病気やケガのために、入院をしていること</p> <p>②その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること</p> <p>③その病気やケガによる後遺障害が残っていること</p> <p>^{*1} てん補期間については、上記保険金をお支払いする主な場合欄内の「^{*6}」をご確認ください。</p> <p>^{*2} 全く従事できない場合であっても、所得喪失率が20％を超えないときは、就業障害に該当しません。</p> <p>^{*3} 所得喪失率については、上記保険金をお支払いする主な場合欄内の「^{*4}」をご確認ください。</p>

※「就業障害」とは、以下の状態をいいます（上記★以外のプランの場合）。

免責期間 ¹ 中	てん補期間 ¹ 開始後
<p>病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、保険の対象となる方の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態^{*2}。</p> <p>①その病気やケガのために、入院していること。</p> <p>②その病気やケガにつき、医師の治療を受けつつ、在宅療養していること。</p> <p>③その病気やケガにより、経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること。</p> <p>^{*1} 免責期間については、P32 保険金をお支払いする主な場合欄内の「^{*1}」をご確認ください。</p> <p>^{*2} 職種を問わず、すべての業務に終日従事できない状態をいいます。例えば、会社員で営業職の方の場合、終日出社できず他の業務（軽作業や事務作業等）も全くできない状態です。</p>	<p>病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない^{*2}か、または一部従事することができず、かつ所得喪失率^{*3}が20％超である状態。</p> <p>①その病気やケガのために、入院していること。</p> <p>②その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること。</p> <p>③その病気やケガによる後遺障害が残っていること。</p> <p>^{*1} てん補期間については、P32 保険金をお支払いする主な場合欄内の「^{*6}」をご確認ください。</p> <p>^{*2} 全く従事できない場合であっても、所得喪失率が20％を超えないときは、就業障害に該当しません。</p> <p>^{*3} 所得喪失率については、P32 保険金をお支払いする主な場合欄内の「^{*4}」をご確認ください。</p>

※「治療と仕事の両立支援特約（三大疾病用）」をセットされる場合のみ

免責期間中の「**就業障害**」について、三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）による**就業障害**の場合は、以下の状態をいいます。

<p>三大疾病に伴う上記①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない^{*1}か、または一部従事することができない状態。</p> <p>^{*1} てん補期間開始後については、全く従事できない場合であっても、所得喪失率が20％を超えないときは、就業障害に該当しません。</p>

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
介護と仕事の両立支援特約（定額型）	<p>要介護状態となった介護対象者^{*1}の介護のために保険期間中に就業障害となり、その期間が通算して免責期間^{*2}を超えた場合</p> <p>▶就業障害期間^{*3}1か月につき、以下の方法により計算した額をお支払いします。 支払保険金＝支払基礎所得額^{*4}×所得喪失率^{*5}×約定給付率（100％） ただし、支払基礎所得額^{*4}が保険の対象となる方の平均月間所得額^{*6}を超える場合には、平均月間所得額^{*6}を支払基礎所得額^{*4}としてお支払いする保険金の額を算出します。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金を支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>^{*1} 保険の対象となる方の親族のうち、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下、育児・介護休業法）に定める対象家族、同法に準ずる他の法令および就業規則等に基づき介護による休業^{*7}または就業制限^{*8}の取得対象とすることが認められている方をいいます。</p> <p>^{*2} 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。</p> <p>^{*3} 「てん補期間^{*9}内の就業障害の日数」をいいます（お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。）。ただし、保険の対象となる方が離職^{*10}した場合における離職後の期間は含みません。</p> <p>^{*4} 保険金の算出の基礎となる申込書等記載の額をいいます。</p> <p>^{*5} 介護による休業または就業制限により全く就業できない場合は100%とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。</p> <p style="text-align: center;">所得喪失率＝1－免責期間²が終了する日の翌日から起算した各月における回復所得額¹¹ 免責期間²が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得¹²の額</p> <p>ただし、所得^{*12}の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響あった場合は、公正な調整を行うことがあります。</p> <p>^{*6} 就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における保険の対象となる方の所得^{*12}の平均月額をいいます。</p> <p>^{*7} 育児・介護休業法、同法に準ずる他の法令および就業規則等に基づく介護に関連する休業をいいます。</p> <p>^{*8} 育児・介護休業法、同法に準ずる他の法令および就業規則等に基づく介護に関連する就業上の措置をいいます。</p> <p>^{*9} 同一の介護対象者の介護による就業障害^{*13}に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間（免責期間^{*2}終了日の翌日からの期間）のことをいいます。</p> <p>^{*10} 勤務先の関与する子会社、関連会社その他関係先への転籍を除きます。</p> <p>^{*11} 免責期間^{*2}開始以降に業務に復帰して得た所得^{*12}の額をいい、免責期間^{*2}の終了した月から1か月単位で計算します。</p> <p>^{*12} 「業務に従事することによって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。</p> <p>^{*13} 就業障害が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった介護対象者の介護のために再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。</p>	<ul style="list-style-type: none">保険の対象となる方および介護対象者の故意または重大な過失によって生じた介護対象者の要介護状態を原因とする就業障害 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた介護対象者の要介護状態を原因とする就業障害（その方が受け取るべき金額部分） 介護対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態を原因とする就業障害 介護対象者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた要介護状態を原因とする就業障害 介護対象者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態を原因とする就業障害 介護対象者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用によって生じた要介護状態を原因とする就業障害 介護対象者がむちうち症や腰痛等で医学的他覚所見のない要介護状態を原因とする就業障害 この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期より前に発生した事由を原因とする要介護状態による就業障害^{*1} <p style="text-align: center;">等</p> <p>^{*1} 初年度契約の保険始期より前に発生した事由を原因とする要介護状態による就業障害についても、初年度契約の保険始期日以降に要介護状態となり、かつ、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後を開始した就業障害については、保険金のお支払対象となります。</p>

※ 介護と仕事の両立支援特約における「就業障害」とは、以下の状態をいいます。

免責期間 ¹ 中	てん補期間 ¹ 開始後
<p>保険の対象となる方が以下のいずれかに該当する状態。</p> <p>①介護による休業^{*2}をしていること。</p> <p>②就業制限^{*3}により、就業に支障が生じる直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができないこと。</p> <p>^{*1} 免責期間については、上記保険金をお支払いする主な場合欄内の「^{*2}」をご確認ください。</p> <p>^{*2} 介護による休業については、上記保険金をお支払いする主な場合欄内の「^{*7}」をご確認ください。</p> <p>^{*3} 就業制限については、上記保険金をお支払いする主な場合欄内の「^{*8}」をご確認ください。</p>	<p>左記の「免責期間中」の就業障害に該当し、かつ所得喪失率^{*2}が20％超^{*3}である状態。</p> <p>^{*1} てん補期間については、上記保険金をお支払いする主な場合欄内の「^{*9}」をご確認ください。</p> <p>^{*2} 所得喪失率については、上記保険金をお支払いする主な場合欄内の「^{*5}」をご確認ください。</p> <p>^{*3} 就業に支障が生じる直前に従事していた業務に全く従事できない場合であっても、所得喪失率が20％を超えないときは、就業障害に該当しません。</p>

このパンフレットは**団体総合生活保険の概要をご紹介します**ものです。ご加入にあたっては、必ず「**重要事項説明書**」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕

団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ 団体長期障害所得補償以外の補償に関する記載もございます。
※ ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【マークのご説明】  保険商品の内容をご理解いただくための事項  ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。

- 個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルバイトロス費用補償特約
- 救護者費用等補償特約 ●弁護士費用等補償特約（人格権侵害等） ●トラブル対策費用補償特約 ●葬祭費用補償特約（医療用・所得補償用）
- がん葬祭費用補償特約 ●育児費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約

*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。
*2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定

この保険の保険金額*1は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償においては、保険期間の中途でご加入者からのお申出による保険金額*1の増額等はできません。

【所得補償・団体長期障害所得補償】

所得補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約、介護と仕事の両立支援特約の保険金額*1は、平均月間所得額*2以下（平均月間所得額*2の85%以下を目安）で設定してください（保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額*2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。）。

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額*3×約定給付率とします。
*2 直前12か月における保険の対象となる方の所得*4の平均月額をいいます（ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。）。
*3 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。定率型の場合は、原則として健康保険法上の標準報酬月額で設定します。
*4 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

5 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) **保険料の決定の仕組み**
保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) **保険料の払込方法**
払込方法・払回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3) **保険料の一括払込みが必要な場合について**
（※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。）
ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
④ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※ 保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分*1を解除することがありますのでご注意ください。
※ 所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意いただきたい内容につきましては、「II-1告知義務」をご確認ください。
*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます（例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。）。

7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※ 告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「III-1通知義務等」をご参照ください。
なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらぬ場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください（項目名は補償によって異なることがあります。）。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】 ★：告知事項 ☆：告知事項かつ通知事項

基本補償・特約 項目名	傷害補償	所得補償	団体長期障害所得保障	医療補償 がん補償	介護補償	個人賠償責任・借家人賠償責任 携行品・住宅内生活用動産・救護者費用等 弁護士費用等・トラブル対策費用
生年月日	★*1	★	★	★	★	★*2
性別	—	—	★	★	★*3	—
職業・職務*4	☆*5	☆	—	—	—	—
健康状態告知*6	—	★	★	★	★	—

※ すべての補償について「他の保険契約等*7」を締結されている場合は、その内容についても告知事項（★）となります。また、医療費用補償特約（こども傷害補償）をセットされる場合には、「公的医療保険制度」についても告知事項かつ通知事項（☆）となります。

*1 こども傷害補償の場合のみ、告知事項となります。
*2 こども傷害補償にご加入される場合のみ、告知事項となります。
*3 年金払介護補償特約をセットされる場合のみ、告知事項となります。
*4 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
*5 交通事故傷害危険のみ補償特約、ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約をセットされる場合には、告知事項・通知事項とはなりません。
*6 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。
*7 この保険以外にご契約されている。この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができないときがあります。

【所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償の「告知」（健康状態告知書）】

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者*8、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

*8 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。）。
a. 婚姻意思*9を有すること b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
*9 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*10から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*11。
●責任開始日*10から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。
●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*12（ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。）。

*10 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。
*11 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。
*12 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

〈前記以外で、保険金をお支払いできない場合〉

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。
(例)「現在の医療水準では治りが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

ご加入後、または保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 保険金受取人 注冊 免除情報

【**傷害補償**】

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

*1 家族型補償（本人型以外）の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

【**がん補償**】

保険金受取人を特定の方に指定する場合*2は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

*2 家族型補償（本人型以外）の場合、配偶者およびお子様は保険金受取人を特定の方に指定することはできません（保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身となります。）。

4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たにご契約のご注意 注冊 免除情報

現在のご加入を解約、減額等をするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- 補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- 新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- 新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- 保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- 新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- 新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- 新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等 注冊 免除情報

【**通知事項**】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務【告知事項・通知事項一覧】」をご参照ください。

【**その他ご連絡いただきたい事項**】

- すべての補償共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- 所得補償、団体長期障害所得補償

保険期間の途中において保険の対象となる方の平均月間所得額*1がご加入時の額より減少した場合には、《お問い合わせ先》までご連絡のうえ、所得補償の場合は保険金額、団体長期障害所得補償の場合は支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。

*1 直前12か月における保険の対象となる方の所得*2の平均月額をいいます（ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。）。*2 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

- 借家人賠償責任

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【**ご加入後の変更**】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

2 解約されるとき 契約 概要 注冊 免除情報

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- 返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- 満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約 注冊 免除情報

傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき 契約 概要

【**保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合**】

- 所得補償

就業不能の原因となった病気、保険金請求状況等によっては、次回以降の補償の更新をお断りすることがあります。

- 上記以外の補償共通

保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。

- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【**更新後契約の保険料**】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【**補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合**】

所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

【**更新後契約の補償内容を拡充する場合**】

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額*1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

【**保険金請求忘れのご確認**】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【**更新加入依頼書等記載の内容**】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【**ご加入内容を変更されている場合**】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い 注冊 免除情報

- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ② 契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③ 引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④ 再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤ 質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥ 更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp) および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いませぬ。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象とする方とするご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効となります。

- がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効となります。

- ① この保険が継続されてきた最初のご加入（初年度契約といいます。）の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
- ② 保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき（その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。）

- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。

- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等 注冊 免除情報

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。
所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償		

5 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。



- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことながら記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、〈共同保険引受保険会社について〉をご確認ください。

6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに（介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に）《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類（介護補償（年金払介護）においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。）

- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。

*1 法律上の配偶者に限ります。

- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
 - ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。保険金のお支払後に、保険の対象となる方（またはご加入者）からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方（またはご加入者）に傷病名等を察知される可能性があります。
 - ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方（またはご加入者）が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
 1. 保険の対象となる方（またはご加入者）が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
 2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
 3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合

本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。

- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故受付センター（東京海上日動安心110番）のご連絡先は、後記をご参照ください。

<p>東京海上日動火災保険株式会社 保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。</p>	<p>一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADRセンター（指定紛争解決機関） 東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。 詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（https://www.sonpo.or.jp/）</p>	<p> 0570-022808 </p> <p>IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。 受付時間：平日 午前9時15分～午後5時 （土日祝・年末・年始は お休みとさせていただきます。）</p> <p></p>
--	---	---

〈共同保険引受保険会社について〉

引受保険会社	引受割合	引受保険会社	引受割合
東京海上日動火災保険株式会社（幹事）	81.5%	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	18.5%

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

<p>東京海上日動のホームページのご案内 www.tokiomarine-nichido.co.jp</p>	<p>事故受付センター （東京海上日動安心110番）</p> <p> 0120-720-110 受付時間：24時間 365日</p>
--	---

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

- 保険金をお支払いする主な場合
 保険期間
 保険の対象となる方
 保険金額*1、免責金額（自己負担額）
 保険料・保険料払込方法

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

確認事項	団体長期障害所得補償
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？	○
<input type="checkbox"/> 保険金額*1は、平均月間所得額*2以下となっていますか？（平均月間所得額*2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。）なお、保険金額*1の設定方法やお引受けできる限度額についてはパンフレット等をご確認ください。	○
「健康状態告知が必要な場合のみ」をご確認ください。 <input type="checkbox"/> 保険の対象となる方が「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？	○*3
*3 天災危険補償特約および介護と仕事の両立支援特約の両方またはいずれかのみを追加する場合は、告知は不要です（他の条件に変更がない場合に限ります。）。	
<ul style="list-style-type: none"> ● 『団体長期障害所得補償で「介護と仕事の両立支援特約」にご加入される場合のみ』をご確認ください。 <input type="checkbox"/> 初年度契約の保険始期より前に要介護状態の原因が生じているご家族のために介護による休業等（就業障害といえます。）をされた場合は、保険金が支払われないことをご確認いただきましたか？*4 *4 初年度契約の保険始期日以降に要介護状態となり、かつ、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後を開始した就業障害については、保険金をお支払いします。	○*4
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？	○

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*5」についてご確認ください。

*5 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。